原子力災害時における避難計画

（豊里町・津山町編）

平成２８年６月

登　　米　　市

目　　次

第１章　避難計画の作成
１　避難計画作成の根拠 …… 1
２　避難計画の基本方針 …… 1
３　避難計画の見直し …… 1

第２章　避難計画の対象地域
１　対象地域 …… 3
２　避難先 …… 3

第３章　事故発生時の対応
１　事故発生時における対策の決定基準 …… 5

第４章　住民の避難
１　市の対応 …… 9
２　避難時における基本的な留意事項（一般住民及び要配慮者） ……10
３　各施設における避難計画の作成……12
４　一般住民の避難 ……13
５　在宅要配慮者の避難 ……16
６　通所施設利用者の避難 ……17
７　社会福祉施設入所者の避難 ……18
８　病院等入院患者等の避難 ……19
９　外国人への措置 ……20

第５章　住民への情報伝達・広報
１　住民への情報伝達体制 ……21
２　住民広報活動 ……24

第６章　避難住民の支援体制等
１　避難所及び福祉避難所の開設 ……26
２　避難所及び福祉避難所の運営 ……27
３　避難が長期化した場合の対応 ……28

第７章　登米市の災害警戒態勢等
１　原子力災害警戒態勢 ……29
２　災害対策本部の設置場所 ……31

※　資料編
※　原子力防災Ｑ＆Ａ

第１章　避難計画の作成

１　避難計画作成の根拠

平成２３年３月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により、原子力災害に対する防災対策を重点的に実施すべき地域が、原子力発電所から概ね半径１０㎞から概ね半径３０㎞に拡大された。

このことから、登米市でも、豊里町と津山町が東北電力株式会社女川原子力発電所から、概ね半径３０㎞圏内の「緊急時防護措置を準備する区域（ＵＰＺ）」（※1）に含まれることとなった。このため国が定めている防災基本計画（原子力災害対策編）により避難計画を作成することになったもの。

２　避難計画の基本方針

本計画は、登米市地域防災計画[原子力災害対策編]第２章第８節１の規定に基づき、ＵＰＺ区域である豊里町及び津山町の住民の安全かつ速やかな避難について、必要となる基本的事項を定めるもの。

また、原子力災害の規模及び風向きによっては、登米市全域が避難等対象地域となる可能性があることも踏まえ、県内他市町村、さらには他県への避難について定める「広域避難計画」についても今後作成を進める。

（１）原子力災害と自然災害が複合して発生した際を想定し、人命確保を最優先とした市民の安全対策をあらかじめ検討する。

特に自然災害発生時においては、原子力災害時の対応を行うことにより生命の危険性が高まる行動（例えば、山間部における土砂災害時の屋内退避又は避難等）もあることから、その状況に対応した避難行動を促す。

（２）市民や防災業務関係者等に対して、避難先及び避難経路をあらかじめ明示する。また、迅速かつ確実に情報伝達が行える体制を整備する。

（３）避難の実施に通常以上の時間を要する要配慮者（※2）等については、避難手段の早期確保や一般住民よりも優先的避難を行うことにより、円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

３　避難計画の見直し

本計画は、国の法令、指針等及び宮城県及び登米市地域防災計画[原子力災害対策編]の改定、国による広域避難の実効性向上に係る検討結果並びに国、防災関係機関及び関係市町等との協議結果等を踏まえ、修正の必要があると認める場合には、これを修正するものとする。

※１　緊急時防護措置を準備する区域（ＵＰＺ）

・原子力規制委員会が制定した原子力災害対策指針において、「原子力災害対策重点区域」として新たに設定された区域の一つ。確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、ＥＡＬ（※3）、ＯＩＬ（※4）に基づき、緊急時防護措置を準備する区域。

ＵＰＺの範囲は、原子力発電所等の施設から概ね半径３０㎞を目安とするとされている。

＜女川町、石巻市、登米市、東松島市、涌谷町、美里町及び南三陸町の一部区域が該当＞

※２　要配慮者

・災害時に限定せず、一般に配慮を要する者を意味し、具体的には高齢者、障害児者、妊産婦、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人等。

※３　ＥＡＬ：緊急時活動レベル

・発電所で発生している事象や故障がどの緊急事態区分（この区分により屋内退避（※5）や避難を実施する）に当てはまるかを判断するための基準。

※４　ＯＩＬ：運用上の介入レベル

・一時移転や避難の実施を判断する基準で、原子力災害対策指針において設定される空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される。

※５　屋内退避

・原子力災害時に、放射線被ばく及び放射性物質の吸入を低減するため家屋内に退避することをいう。

第２章　避難計画の対象地域

１　対象地域

原子力事故における災害の範囲が概ね半径３０㎞圏内と想定した避難計画のため、避難の対象地域は、豊里町及び津山町とするもの。

但し、原子力災害が半径３０㎞圏外まで及ぶ場合は登米市全体を避難対象地域とし、この場合の広域避難計画は別途定める。

また、石巻市及び南三陸町の一部地域においても登米市に避難することになる。（表２－１参照）

◆表２－１　緊急時防護措置を準備する区域（ＵＰＺ）

登米市の地域名
【豊里町】６，７４３人（平成 28 年１月１日現在） 上町、新町、横町、浦軒、仲町、川前、下町、東二ツ屋、西二ツ屋、上谷地、十五貫、大曲、竹花、保手、庚申、長根、加々巻、山根、白鳥、鴇波 【津山町】３，４７２人（平成 28 年１月１日現在） 東下在、西下在、平形、元町第一、元町第二、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、宮町、小川町、石貝、入沢、黄牛町、 横山 1 区、横山 2 区、横山 3 区、横山 4 区、横山 5 区、横山 6 区、横山 7 区、横山 8 区、横山 9 区、横山 10 区、横山 11 区

◆石巻市及び南三陸町から登米市へ広域避難する地区

【石巻市】11,003 人	【南三陸町】1,980 人
石巻地区、北上地区	戸倉地区、志津川地区、登米市津山仮設住宅

２　避難先

豊里町及び津山町住民の避難先は、迫町、中田町、石越町、南方町の指定避難所とし、避難においては基本的に行政区単位とするが、一つの行政区が複数の避難先に別れる場合には、出来るだけ避難先を隣接させる。

また、複合災害等の理由により避難先が甚大な影響を受け、避難住民の受け入れを行うことが困難となった際には、宮城県が県内市町村及び近隣県等への避難の受け入れについて調整を行い、避難先を確保する。

なお、登米市内避難先の詳細を資料編に示す。

◆図２－１　ＵＰＺ圏内図

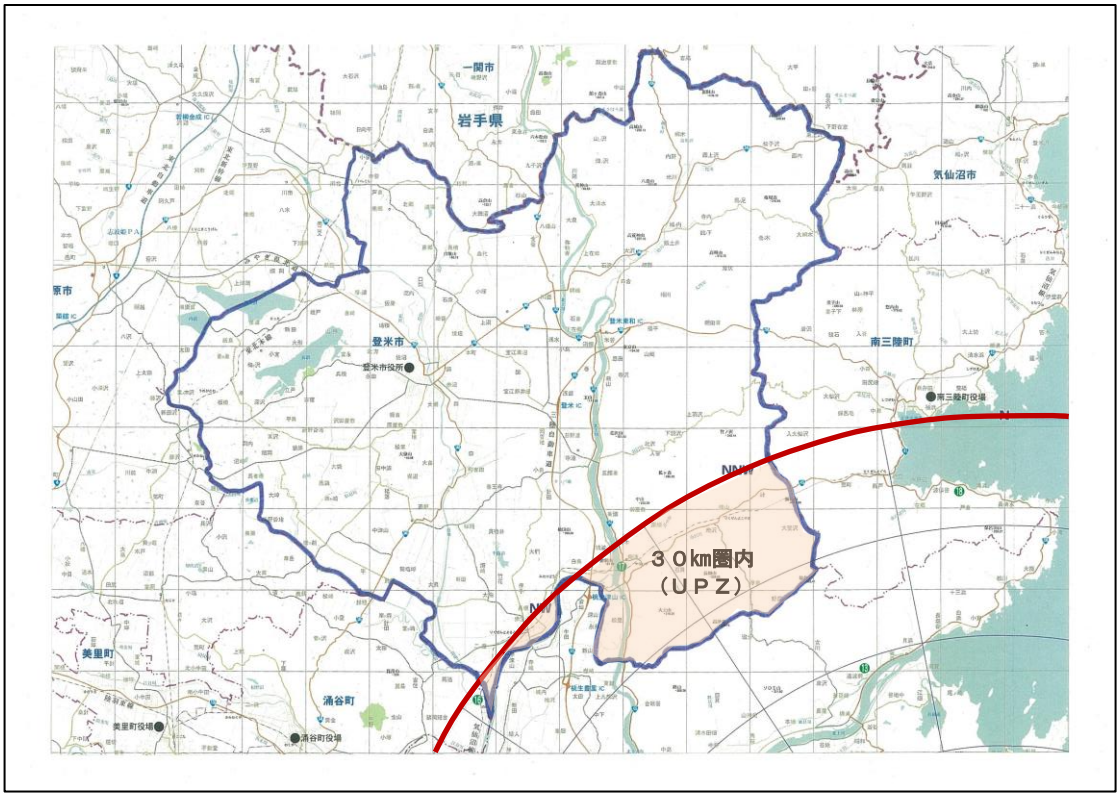

第３章　事故発生時の対応

１　事故発生時における対策の決定基準

原子力施設において事故等が発生した場合は下記の基準に従い、屋内退避、避難等を段階的に実施する。判断基準には①緊急事態区分（※６）②運用上の介入レベル（ＯＩＬ※４参照）を用いる。

下記表３－１により、事象ごとの段階的な避難行動（※７）を実施する。

◆表３－１（事故発生から避難までの段階的な流れ）

区分	緊急事態区分		ＵＰＺ（豊里町・津山町）	迫町・登米町・東和町・中田町・米山町・石越町・南方町
放射性物質放出前	第一段階	**【　警　戒　事　態　】** 公衆への放射線による影響やその恐れが緊急のものではないが、異常事象の発生又はその恐れがあるため、比較的時間を要する防護措置の準備に着手する段階（**警戒事象**）	**【情報の伝達】** ・基本的には、特別な避難行動は起こさない。	**【情報の伝達】** ・基本的には、特別な避難行動は起こさない。
	第二段階	**【　施設敷地緊急事態　】** 公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する段階（**特定事象：原災法第１０条**）	**【屋内退避の準備】** ・屋外にいる人は自宅等へ帰る。	**【情報の伝達】** ・基本的には、特別な避難行動は起こさない。
	第三段階	**【　全面緊急事態　】** 公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する段階（**原子力緊急事態：原災法第１５条**）	**【屋内退避実施】** ・但し、発電施設の状況悪化に応じて対象地区の住民は、段階的に避難を実施する。	**【情報の伝達】** ・但し、発電施設の状況悪化に応じて対象地区の住民は、屋内退避の準備を行う。
放射性物質放出後	第四段階	**【　ＯＩＬ　１　】** 地上１ｍで計測した１時間当たりの空間放射線量率５００マイクロシーベルト以上が計測されたとき	**数時間以内に避難対象区域を特定し避難（※８）を実施**	**原子力発電所の状況及び放射性物質の放出状況により対応を決定**
		【　ＯＩＬ　２　】 地上１ｍで計測した１時間当たりの空間放射線量率２０マイクロシーベルト以上が計測されたとき ※OIL１、OIL２は緊急時モニタリングにより判断する。	**１日以内を目途に避難対象区域を特定し、該当する区域の住民等は１週間程度以内に一時移転（※８）を実施**	**原子力発電所の状況及び放射性物質の放出状況により対応を決定**

※６　緊急事態区分

・原子力発電所以外の住民への影響の程度や必要となる対策に応じて３つの区分を設定。
①警戒事態
②施設敷地緊急事態
③全面緊急事態

※７　段階的避難行動

・原子力発電所で発生した事故の状況及び外部に放射性物質が放出された状況により、屋内退避や地域により避難順序を変えながら、指示の発令を数段階に分けながら避難等を行う。

※８　避難・一時移転

・避難及び一時移転は、いずれも住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に取るべき防護措置であり、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図るものである。

避　　難：空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施。

一時移転：緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い区域ではあるが日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間の内に当該区域から離れるため実施。

◆図３－１

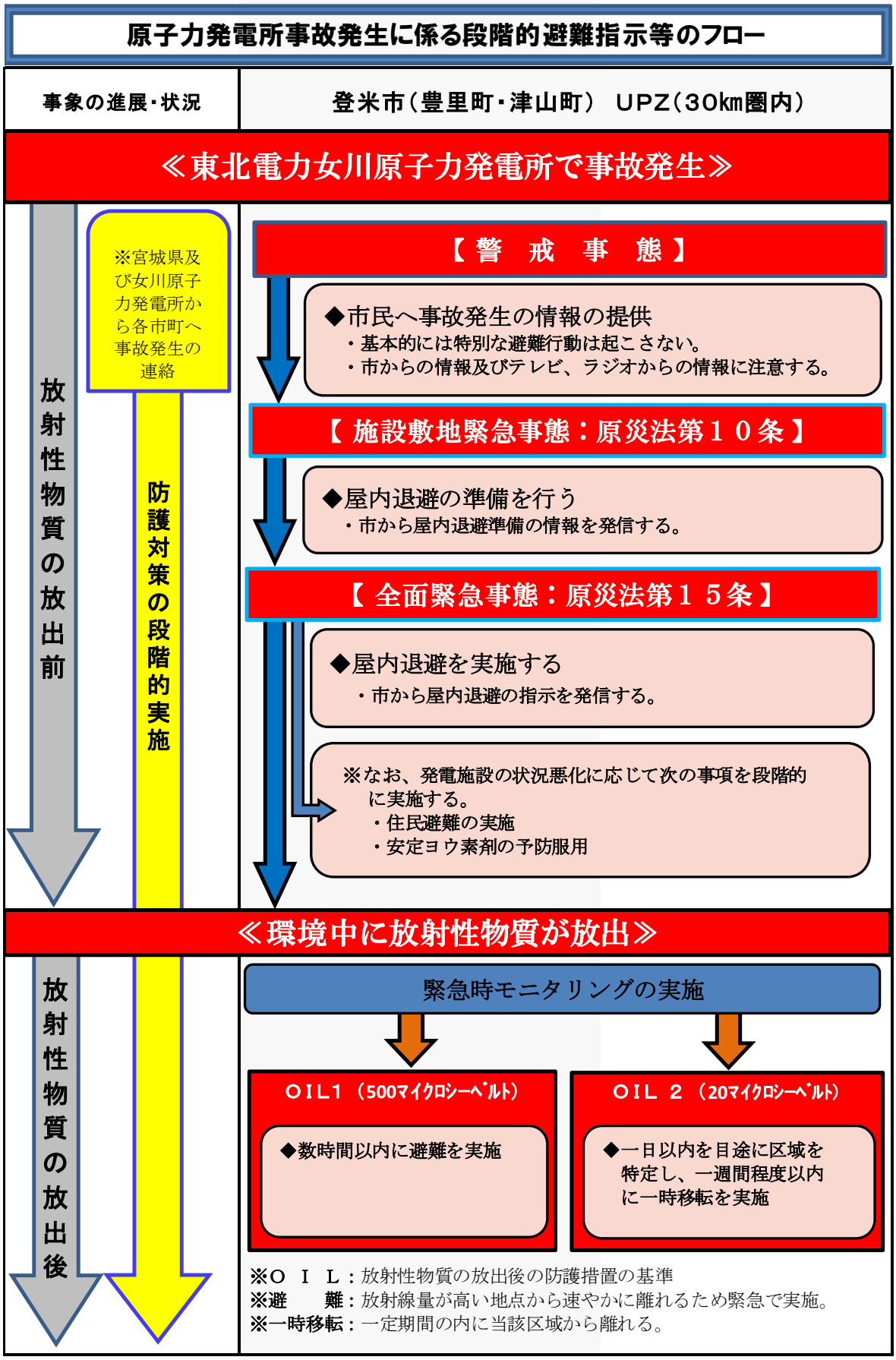
原子力発電所事故発生に係る段階的避難指示等のフロー
事象の進展・状況
登米市（豊里町・津山町）　UPZ（30km圏内）
≪東北電力女川原子力発電所で事故発生≫
放射性物質の放出前
※宮城県及び女川原子力発電所から各市町へ事故発生の連絡
防護対策の段階的実施
【警　戒　事　態】
◆市民へ事故発生の情報の提供
・基本的には特別な避難行動は起こさない。
・市からの情報及びテレビ、ラジオからの情報に注意する。
【施設敷地緊急事態：原災法第１０条】
◆屋内退避の準備を行う
・市から屋内退避準備の情報を発信する。
【全面緊急事態：原災法第１５条】
◆屋内退避を実施する
・市から屋内退避の指示を発信する。
※なお、発電施設の状況悪化に応じて次の事項を段階的に実施する。
・住民避難の実施
・安定ヨウ素剤の予防服用
≪環境中に放射性物質が放出≫
放射性物質の放出後
緊急時モニタリングの実施
ＯＩＬ１（500マイクロシーベルト）
◆数時間以内に避難を実施
ＯＩＬ２（20マイクロシーベルト）
◆一日以内を目途に区域を特定し、一週間程度以内に一時移転を実施
※ＯＩＬ：放射性物質の放出後の防護措置の基準
※避　　難：放射線量が高い地点から速やかに離れるため緊急で実施。
※一時移転：一定期間の内に当該区域から離れる。

◆図３－２　屋内退避から避難及び一時移転を実施する例

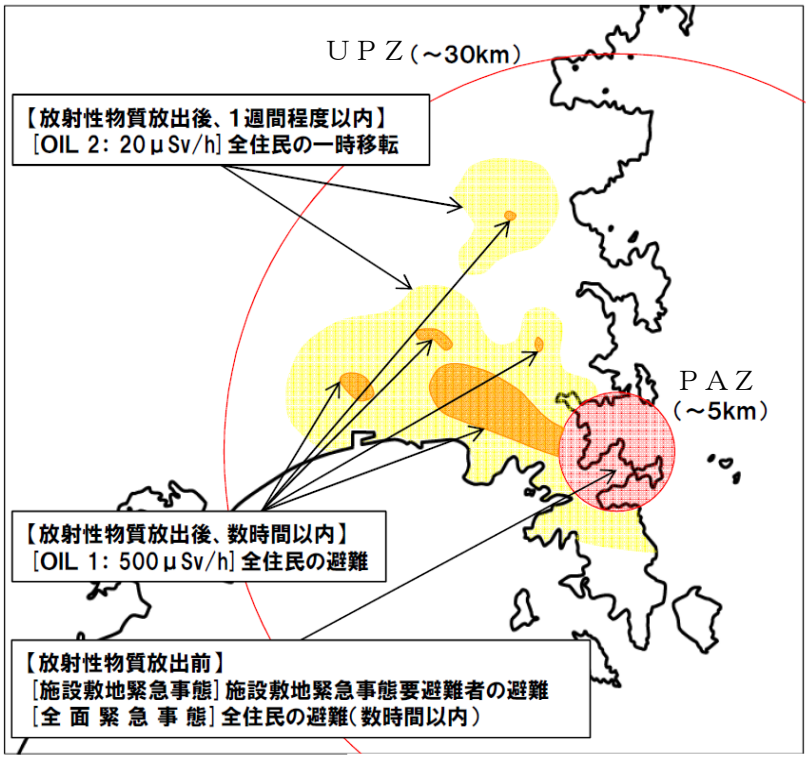

（１）避難の対象区域の特定

ア　原子力事故が発生した場合、豊里町、津山町の住民は基本的には、図３－１のフローのとおり、初期の対応は屋内退避となるが、放射性物質放出後は、緊急時モニタリング（※９）を実施し、避難及び一時移転を実施する地区を行政区単位で特定する。

イ　避難及び一時移転は基本的には行政区単位で発出することから、必ずしも豊里町、津山町全ての住民が一斉に避難するものではない。

ウ　特定された地区は、行政区単位で避難及び一時移転を実施する。

（２）ＵＰＺ区域の避難例

≪上記図、ＵＰＺ区域の濃い着色区域≫

ア　緊急時モニタリングの結果、1 時間当たりの空間放射線量率が５００マイクロシーベルトを超えた区域　⇒　**数時間以内に避難を実施**

≪上記図、ＵＰＺ区域の薄い着色区域≫

ア　緊急時モニタリングの結果、1 時間当たりの空間放射線量率が２０マイクロシーベルトを超えた区域　⇒　**１週間程度以内に一時移転を実施**

≪上記図の着色されていない区域≫

ア　基本的には屋内退避を実施する。

※上記は避難対象の一例であって、実際の災害時とは異なるもの。

※９　緊急時モニタリング

・原子力発電所等で異常事態が発生し、施設外へ放射性物質が大量に放出されたとき、又はそのおそれがあるときに、施設周辺環境の放射線及び放射性物質に関する情報を迅速に得るために、緊急時に行われる調査、測定を行う。

第４章　住民の避難

１　市の対応

（１）複合災害への対応

市は、原子力災害と自然災害が複合して発生した場合を想定し、人命確保を最優先とした住民の安全対策をあらかじめ検討する。

特に自然災害発生時、山間部における土砂災害時の屋内退避又は避難等はその状況により、原子力災害時の対応を行うことにより生命の危険性が高まる行動もあるので、状況判断を的確に行う。

（２）事前把握

市は、住民等が心理的な動揺と混乱を起こすことなく指示に従って行動ができるよう、あらかじめ行政区毎の住民状況及び次の事項を把握し、または定めておくとともに定期的に更新する。

ア　行政区の連絡責任者

イ　屋内退避施設（名称、所在地、収容可能人員数）

ウ　移送を要する推定人員

エ　その他必要な事項

（３）一時集合場所の設置（一時集合場所は資料編に示す。）

ア　バスや自衛隊車両及びヘリコプター等の輸送手段による集団避難に備え、住民が当該車両等に乗車・搭乗するための一時集合場所を設置する。

イ　一時集合場所まで自力又は共助による集合が困難な住民等については、市の公用自動車等で地区集会所等から一時集合場所又は避難所まで輸送する。

ウ　一時集合場所からバス等の輸送手段にて避難を実施する際には、避難の優先順位が高い者から順に避難する。

（４）避難所受付ステーション

避難は事前に示している避難先に直接避難する。このため基本的には避難所受付ステーションは設置しない。但し、石巻市、南三陸町住民の避難が必要となった場合、避難先の施設が地震等で使用できなくなった場合及び他県等への避難となった場合は設置する。この場合、設置場所は避難退域時検査時、また防災行政無線等の情報伝達手段により周知する。

（５）要配慮者の避難

避難の実施に通常以上の時間を要する要配慮者については、避難手段の早期確保や一般住民よりも優先的避難を行うことにより、円滑かつ迅速な避難を図る。

２　避難時における基本的な留意事項（一般住民及び要配慮者）

・原子力発電所において事故が発生した場合、ＵＰＺ内において初めに取るべき行動は、基本的には屋内退避となる。
・次に、事故の状況により避難や一時移転を段階的に行う。

（１）屋内退避を行う場合

ア　原子力発電所で、事故が発生し全面緊急事態（環境中に放射性物質は放出されていない）となった場合。（７ページ　段階的避難指示等のフロー参照）

イ　避難すべき状況ではあるが、避難等の対応を行うことにより生命の危険性が高まる場合。（屋内退避を実施し避難が実施できる状況への好転を待つとともに、市、国、県及び防災関係機関による救助を待つ）

ウ　社会福祉施設の利用者や病院等の入院患者は、避難を実施することにより健康リスクが高まる場合には、避難より屋内退避を優先することが必要な場合がある。

（２）屋内退避の実施方法

ア　屋外にいる人は、ハンカチやタオル等で口、鼻を覆い長袖シャツ等の着用など、内部被ばくや放射性物質が体に付着することを避けるための措置を行い、速やかに屋内に入る。

イ　屋内に入ったら服を着替え、顔や手洗い、うがい等を行う。着替えた衣服はポリ袋等に保管し、他の衣服と区別する。

ウ　ドアを閉め、エアコン、換気扇等の空調機器は止める。

エ　市から発信される情報及びテレビ、ラジオで発表される情報、指示等に注意する。（情報の取得方法：２１・２２ページ参照）

オ　一般的に遮へい効果や建物の気密性が比較的高いコンクリート建物への屋内退避が有効であることに留意する。

カ　社会福祉施設及び病院が施設毎に定めた計画に基づき利用者及び患者等を避難させた場合は速やかに市及び県に対しその旨を連絡する。

（３）段階的避難

ア　避難等は、原子力事故の規模、放射性物質の屋外排出の有無等の状況により段階的な避難を実施する。具体的には、先に述べた緊急事態区分及びＯＩＬ（５ページ　表３－１参照）に基づき発出される指示に従い、それぞれ屋内退避等の避難行動を開始する。（７ページ　図３－１及び８ページ　図３－２参照）

イ　避難準備に関する情報が連絡（広報）された段階で自宅に戻り、避難指示

が発令された際には自宅から避難すること。但し、事故の進展状況により避難指示発令までに帰宅できないことが見込まれる場合や、自然災害発生等の理由により所在地から帰宅できない場合には、所在地から避難を行う。

（４）避難手段及び一時移転

ア　避難手段（**基本的には自家用車避難**）

（ア）避難の実施に当たっては、原則として住民（要配慮者含む）は自家用車での避難とし、交通渋滞の軽減及び避難所要時間の短縮を図るため、可能な限り家族及び近隣住民と乗り合わせを行うなど、自助・共助（※10）を優先しながら避難を実施する。

（イ）自家用車での避難が困難な住民は、一時集合場所からバス等での避難とする。

（ウ）自力及び近隣住民と乗合せでの避難が困難な住民及び一時集合場所への集合が困難な住民は、公的機関の車両（市公用車等）による避難とする。市は自力で避難することが困難な住民数をあらかじめ把握し、バス等の避難用車両の必要数を把握する。（避難行動要支援者名簿に登録し、避難方法を個別計画に掲載する）

（エ）原子力災害時においては、ガソリン等の燃料が入手困難となる場合も想定されることから、平時から自家用車の燃料について避難を実施できる程度の残量を確保することを心掛ける。

イ　避難経路（**避難経路は資料編に示す。**）

（ア）避難対象地区と避難先までの地理的状況及び道路状況等により避難候補経路を設定し、基本的な避難候補経路については、あらかじめ住民に周知する。

ウ　避難退域時検査の実施（**退域検査ポイントの場所は資料編に示す。**）

（ア）基本的には避難及び一時移転を指示された住民等は、退域検査ポイント（※11）を経由し、車両、避難住民又は携行物品等の放射性物質の付着状況の検査を受け、基準値を超える検査結果となった場合は、除染等の措置を受けてから避難を継続すること。

（イ）緊急車両による避難となった場合は必ずしも経由しなくてもよい。但し緊急車両の使用は緊急的な場合のみに限る。

エ　安定ヨウ素剤（※12）の受領（**安定ヨウ素剤の配布場所は資料編に示す。**）

（ア）避難指示と同時に安定ヨウ素剤の配布指示が発令された場合、配布対象となる住民等は市又は県が指定する配布場所を経由し、安定ヨウ素剤を受領する。配布場所については、今後、県と市が調整して決定する。

３　各施設における避難計画の作成

（１）介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設

ア　介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、市及び県と連携し、原子力災害時における避難所・避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画等を作成する。

イ　社会福祉施設等は、あらかじめ、市内のＵＰＺ地域外の同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れや職員派遣に関する災害協定を締結するよう努め、併せてその内容を登米市及び宮城県に報告を行う。

（２）病院等医療機関

ア　病院等医療機関の管理者は、市及び県と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の搬送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難等計画を作成する。

イ　県は、国の協力のもと病院等医療機関の避難に備え、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先の調整方法についてあらかじめ定める。

※10　自助、共助、公助

（１）自助とは、自ら(家族も含む)の命は自らが守ること、または備えること。
（２）共助とは、近隣や自主防災組織で互いに助け合うこと。
（３）公助とは、市役所をはじめ警察・消防等の公的機関の支援。

※11　退域検査ポイント

（１）目的：避難指示を受けた住民等の迅速な避難を確保しつつ、車両等に放射性物質が付着していないことを検査する。また、検査結果により除染も行う。
（２）対象：住民、避難車両及び携行品。(防災用品等)
（３）検査：車両を利用して避難した住民等への検査は、まず、車両の検査を行い、当該車両に汚染があった場合には乗員の代表者の検査を行う。
（４）場所：避難経路に面するＵＰＺ境界周辺に設置。

※12　安定ヨウ素剤

（１）放射性ではないヨウ素を製剤化した医薬品。原子力発電所の事故等で環境中に放出された放射性ヨウ素が、呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺に蓄積されやすく、放射線障害が生じる可能性がある。このため、安定ヨウ素剤をあらかじめ服用し、甲状腺を安定ヨウ素で満たすことにより、体内に吸収された放射性ヨウ素が甲状腺に蓄積されることを予防・低減し、大部分が体外に排出されることになるので、放射性ヨウ素による内部被ばく低減の効果がある。(安定ヨウ素剤の服用は副作用の可能性があるので注意を要する。)

４　一般住民の避難

（１）避難の流れ

住民等は、市から避難等指示があった場合、速やかに避難等を実施する。
避難時のイメージは下記のとおり。
避難時における留意事項は、１０ページから１１ページに記載

◆図４－１　一般住民の避難イメージ

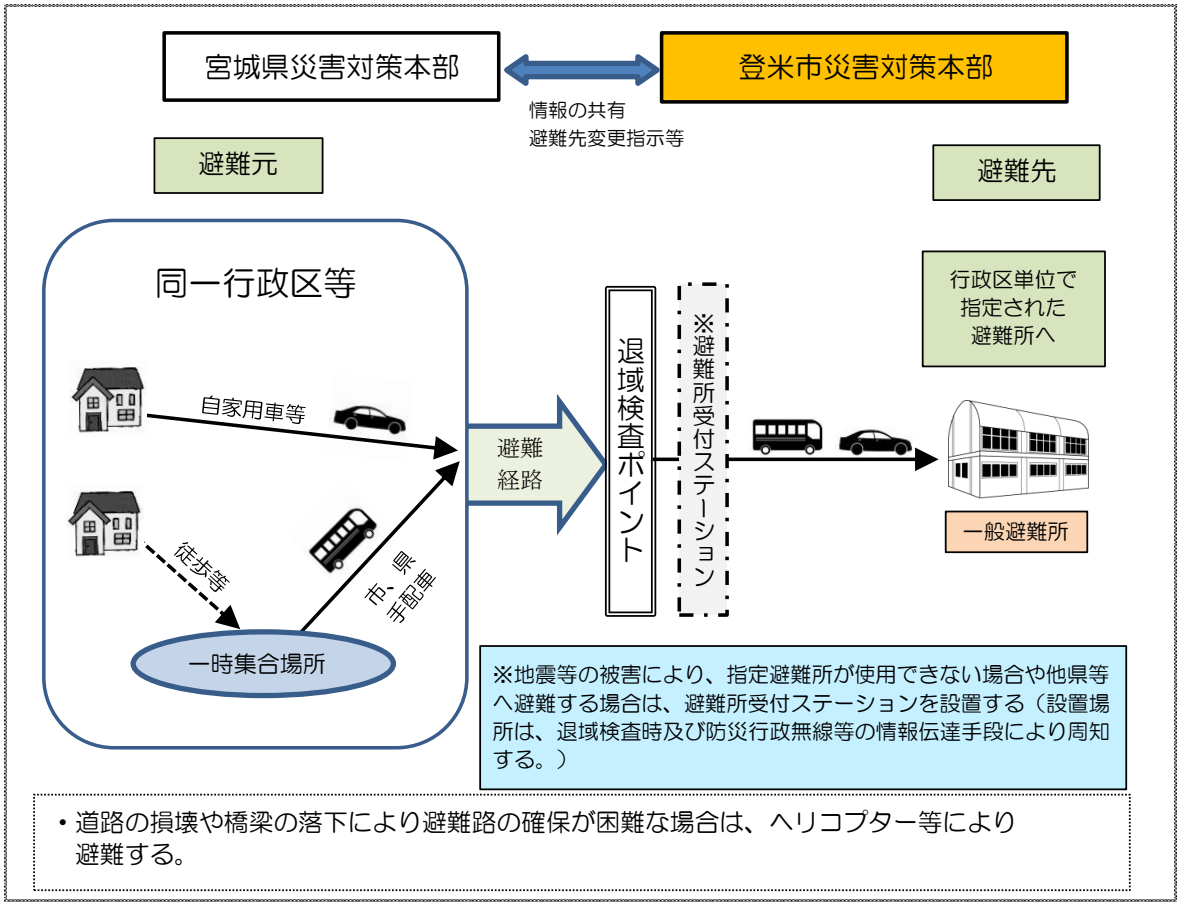

（２）園児、児童及び生徒への措置

園児、児童及び生徒等（以下「園児等」という。）が学校等に在学の際に女川原子力発電所で事故が発生した場合は、学校等の管理下の元、市からの指示・情報に基づき、校長等を中心に園児等の安全確保を図る。

このため、学校等は下記の対応に備えたマニュアルを作成する。

ア　各学校等の留意事項

（ア）各学校の災害対策体制の整備。（本部長：校長等）

（イ）市からの情報入手の手段及び伝達手段の確保及びテレビ、ラジオによる情報の取得。

（ウ）園児等の安否等の確認。

（エ）保護者への引き渡し。

（オ）緊急避難の移動手段等、その他安全確保のために必要な事項。
（カ）警戒事態が発令された場合は、原則として保護者へ引き渡しをする。

イ　屋内退避指示時の対応
（ア）原子力発電所で事故が発生し、屋内退避（２ページ参照）となった場合には速やかに校舎、体育館等の屋内に退避するよう指示を行う。
（イ）校舎外の園児等の確認を行う。
（ウ）屋外にいた場合は、顔や手洗い、うがい等を行う。（着替えがある場合は着替える）
（エ）ハンカチやタオル等で口、鼻を覆い長袖シャツ等の着用など、内部被ばくや放射性物質が体に付着することを避けるための措置を行う。
（オ）ドアを閉め、エアコン、換気扇等の空調機器は止める。

ウ　避難指示時の対応
（ア）保護者への引き渡し前に、環境中に放射性物質が放出された場合は、７ページ図３－１により、状況に応じた対応を行う。
※緊急時モニタリングの実施により、1時間に２０マイクロシーベルト以上が計測された場合は、早急に保護者への引き渡しを行い、一週間程度以内に一時移転を実施する。
※１時間に５００マイクロシーベルト以上が計測された場合は、数時間以内に避難等を実施する。（この場合、学校等からバス等の輸送手段により集団避難を実施する）

エ　学校の管理下にない場合は、各自宅、地域での対応とする。

オ　各学校等では本計画のほか、下記を参考としながら、原子力災害時等に適切に行動できるよう、マニュアルを作成する。
「学校防災マニュアル作成ガイド」（平成 24 年 10 月宮城県教育委員会）
「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き（文部科学省）」

（３）一時滞在者への措置

市は、観光客等の一時滞在者に対して災害情報を防災行政無線、テレビ、ラジオ放送、携帯電話等の緊急速報メールを活用し伝達するほか、観光関係団体等を通じて、迅速かつ滞りなく伝達し、状況に応じて早期の帰宅等を促す。

ア　屋内退避準備情報が発令された場合
（ア）避難地域の一時滞在者へ早急な帰宅を促す。帰宅困難者は、最寄りの公共施設等へ移動する。

イ　屋内退避指示が発令された場合
（ア）現在地から最も近い公共施設又は商業施設等へ避難する。

ウ　避難等指示が発令された場合

（ア）一時滞在者については、即時帰宅させるとともに、帰宅困難者については避難先の責任者の適切な誘導により、最寄りの一時集合場所に集合させ、住民とともにバス等により避難する。

５　在宅要配慮者の避難

在宅の要配慮者について、以下に避難時のポイント及び一般住民の避難と異なる点を示す。避難の流れのイメージは図４－２に示す。

（１）避難方法は基本的には一般住民と同様とする。（自家用車避難）
（２）基本的な避難先は一般避難所とするが、要配慮者の状態により福祉避難所への避難とする。

◆図４－２　在宅の要配慮者の避難イメージ

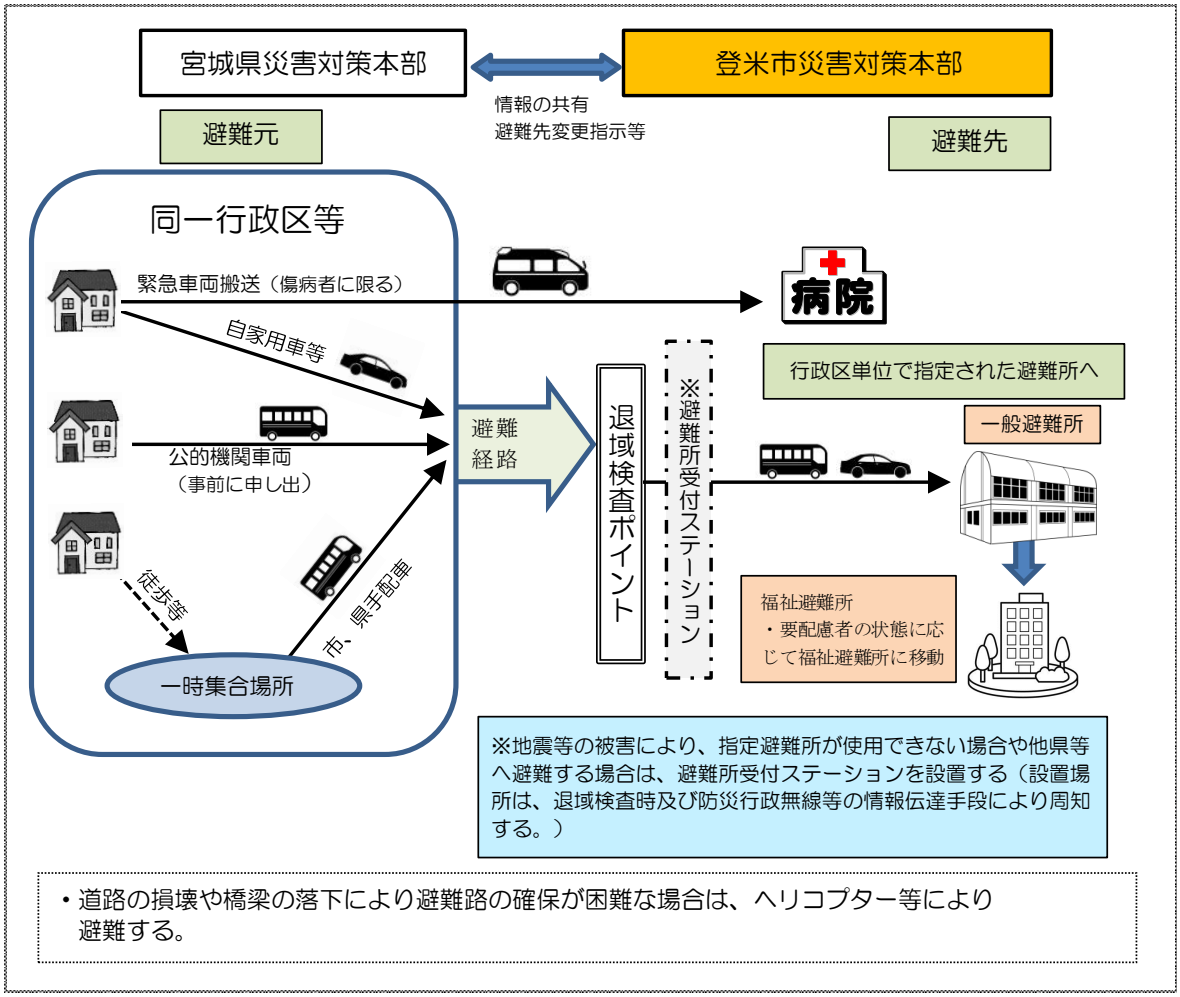

【参考】　福祉避難所について

福祉避難所とは、要援護者（高齢者、障害者等）が安心して生活ができる体制を整備（段差の解消やスロープの設置、情報関連機器［ラジオ、テレビ等］の整備等）した避難所である。

耐震、耐火、鉄筋構造等を備え、バリアフリー化されている老人福祉センター等の既存施設を利用して設置することができるほか、一般の避難所の一室を利用して設置することも可。

６　通所施設利用者の避難

通所施設の利用者について、以下に避難時のポイント及び一般住民の避難と異なる点について示し、避難の流れのイメージを図４－３に示す。

（１）あらかじめ施設毎に定めた避難計画等に基づき、福祉避難所への避難とするが、一般の避難所での生活が可能な者は、一般の避難所に避難とする。
（２）原則として、避難準備に関する情報が発信された段階で利用者を帰宅させ、避難指示発令時には自宅から避難とする。但し、避難指示までに帰宅できない場合を除く。

◆図４－３　通所施設の避難イメージ

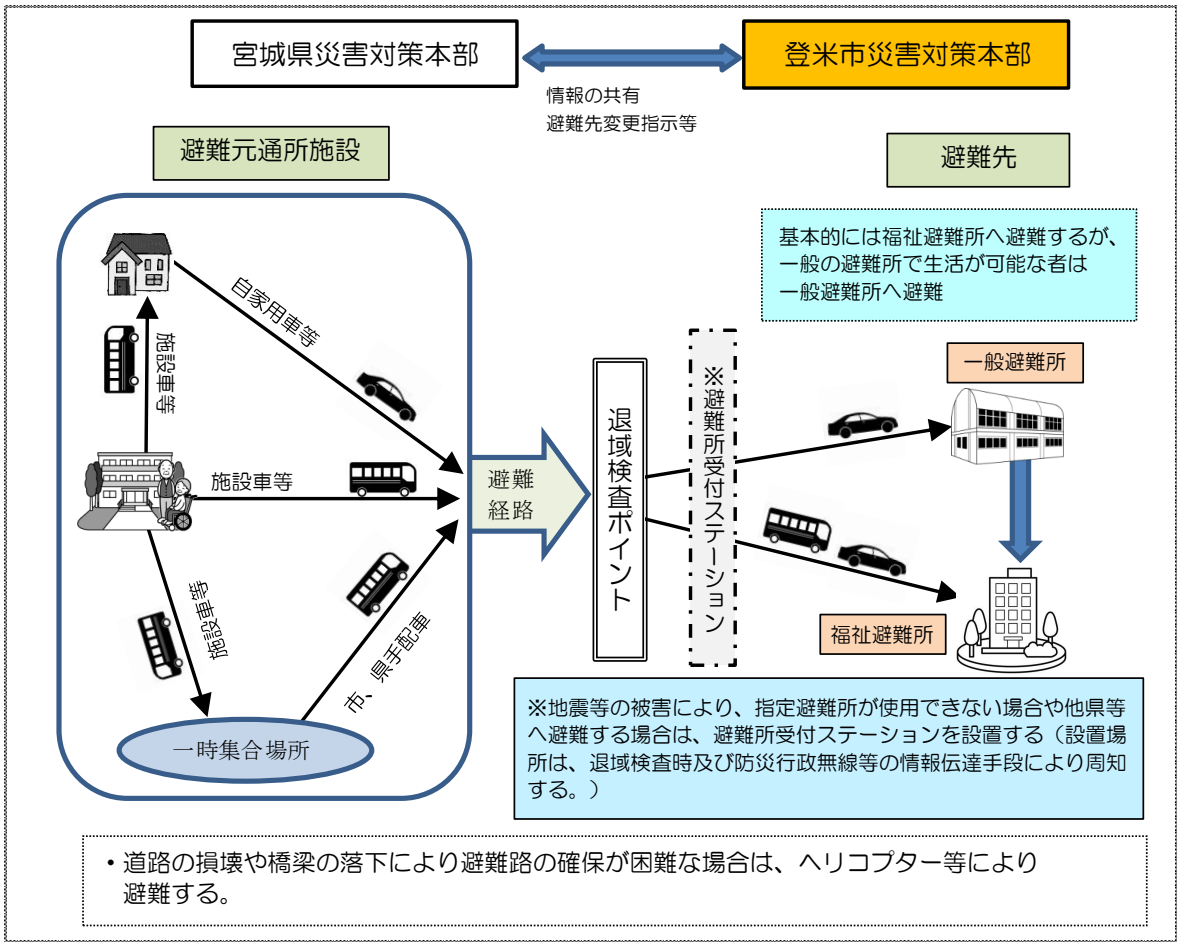

原則として、避難準備に関する情報が発信された段階で帰宅し、避難指示発令時には自宅から避難するが、通所施設から自宅までの移動方法、又直接通所施設車での避難及び一時集合場所への移動等については、各通所施設が作成する「避難等計画」に基づき決定する。
なお、移動手段について通所者の家族にその旨を連絡する。

７　社会福祉施設入所者の避難

社会福祉施設の入所者について、以下に避難時のポイント及び一般住民の避難と異なる点について示し、避難の流れのイメージを図４－４に示す。

（１）あらかじめ施設毎に定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難又は屋内退避させる。

なお、避難は施設の避難計画に定めた受入先社会福祉施設とするが、受入先社会福祉施設の調整に時間を要する場合には、避難を優先させるために一時的に一般の避難所に避難させ、その後、受入先社会福祉施設に移送する。

（２）帰宅が可能な入所者又は利用者については、避難準備に関する情報が発信された段階で帰宅させ、避難指示発令時には自宅から避難させることは差し支えない。

（３）避難手段は、一般住民の避難方法を基本として、社会福祉施設が所有する車両等を最大限に活用し、自力による避難に努めながら、入所者の状態に応じた避難手段とする。

◆図４－４　社会福祉施設の避難イメージ

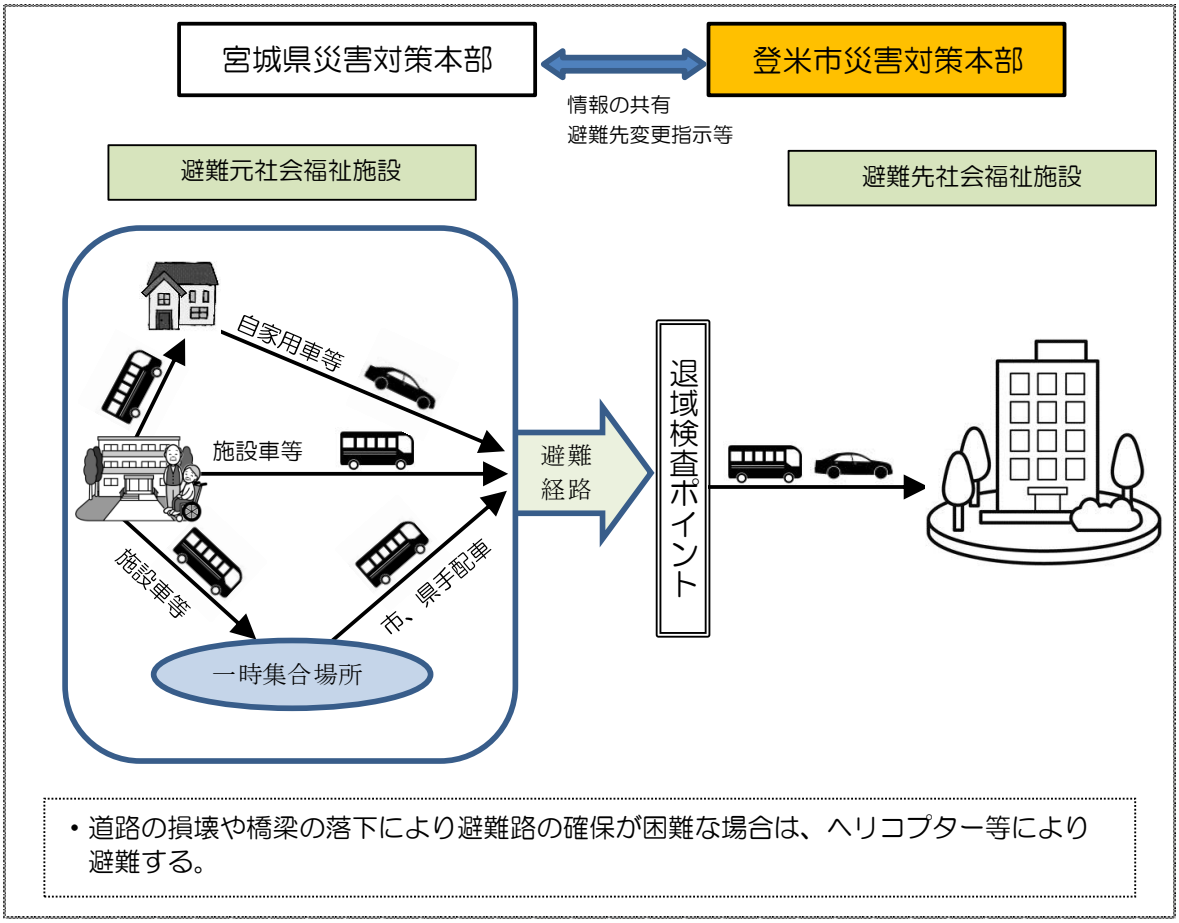

避難方法は、各社会福祉施設で作成する「避難計画」に基づき、基本的には社会福祉施設車両での避難に努めるものとする。但しその時の入居者の状況に応じた手段とする。
なお、移動手段について入居者の家族にその旨を連絡する。

８　病院等入院患者等の避難

病院等の入院患者について、一般住民の避難と異なる点について以下に示し、避難の流れのイメージを図４－５に示す。

（１）あらかじめ機関毎に定めた避難計画等に基づき、入院患者、外来患者、見舞客等を避難、他の医療機関への転院又は屋内退避させる。

図４－５　病院の避難イメージ

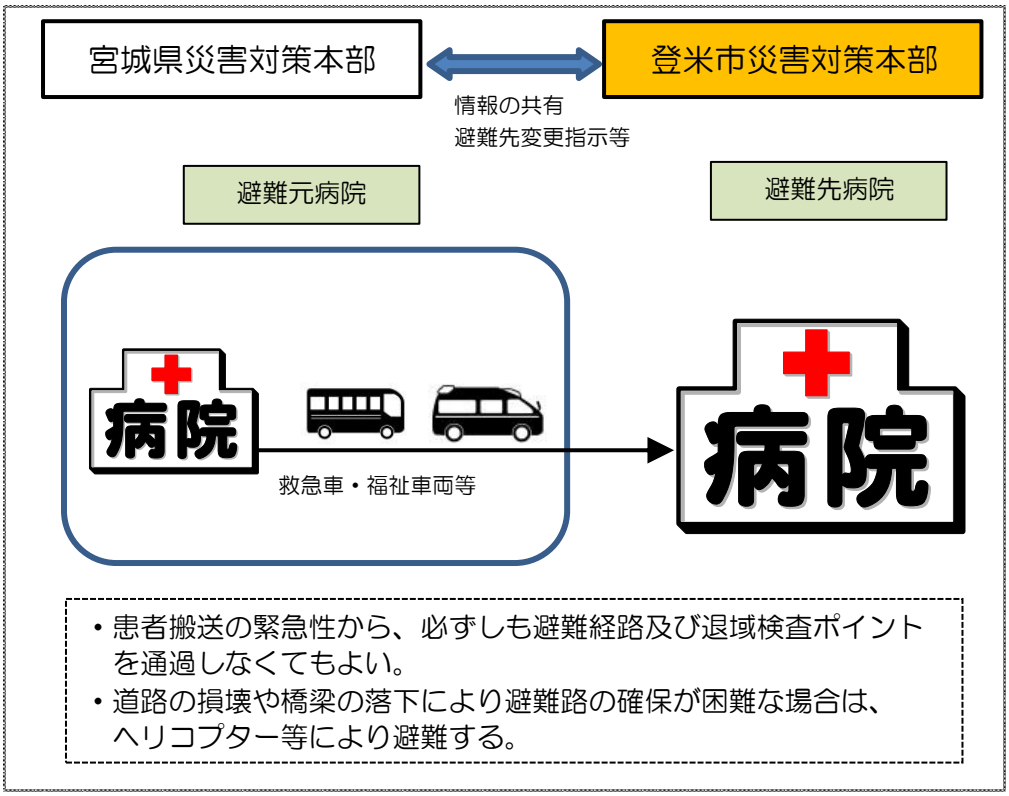

９　外国人への措置

市は、外国人に対して、災害情報、避難等指示及び避難準備に関する情報等が正しく伝達できるよう、登米市国際交流協会等と連携し、外国語や平易な日本語により広報車や防災行政無線のほか、インターネットやSNS（※13）等により、情報提供を行う。

※13　ＳＮＳ：ソーシャル・ネットワーキング・サービス

・インターネット上の交流を通して社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築するサービス。

第５章　住民への情報伝達・広報

１　住民への情報伝達体制

原子力災害が発生若しくは発生するおそれがある場合、住民等はその発生状況や放射性物質による影響等を五感に感じることができないという特殊性から、適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保し、心理的動揺あるいは混乱を避けるため、原子力発電所における事故の状況や放射性物質の放出状況及び避難指示等の行動について、住民等へ迅速に的確な情報伝達を行う。

市は、東北電力株式会社からの事故情報、国及び県からの避難及び避難準備等の情報を住民等に対して確実に伝達し共有できるように、以下に留意し、情報伝達体制を確立の上、あらかじめ細目等について定める。

また、訓練等を通じ、定期的に情報伝達の手順や有効性について確認を行う。

（１）迅速・的確な情報提供

市は、事故又は災害の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、事象の進展状況や情報提供の対象地区に応じた具体的内容をあらかじめ整理し、迅速・的確な情報の提供を行う。

（２）複数の情報伝達手段の活用

市は、地震等との複合災害においても防災関係機関や住民等との情報連絡が途絶しないような体制を確保し、一般回線のほか、衛星通信回線、防災行政無線、広報車両、立て看板、テレビ、FM ラジオ放送、携帯電話等の登米市メール配信及び緊急速報メール等の複数の伝達手段を活用する。（23 ページ　図５－１）

（３）関係施設に対する情報連絡

市が情報連絡を行う各関係施設（学校・幼稚園・保育所・社会福祉施設等）に対し、必要な情報を迅速・的確に伝える。

（４）配慮が必要な住民等への情報伝達体制の整備

市は、高齢者、障害児者、乳幼児、妊産婦、入院患者、外国人等の要配慮者、児童生徒、一時滞在者及びその支援者に対して、必要な情報を確実に複数の手段により伝達する。（避難行動要支援者名簿の活用）

（５）住民相談窓口の設置等

市は、国及び県と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口を各総合支所に設置する。

（６）登米市における情報の伝達手段

①防災行政無線

②ＦＭラジオ（登米コミュニティＦＭ「Ｈ＠！ＦＭ」：76.7ＭＨｚ）

③緊急速報メール

市内に所在している方の携帯電話及びスマートフォンへ登録の有無に関わらず一斉に配信します。（但し、配信する内容は避難情報や自然災害警戒情報等緊急的な事項に限られ、また機種によっては受信できない場合もあります。）

④登米市メール配信サービス

市では携帯電話、スマートフォン及びパソコン等を所有している方に防災情報等のメールを発信しています。このメールによる情報の発信は、各個人に確実に配信されますので、屋内、屋外問わず情報を得ることができます。

特に夜間の災害等の緊急時においては、最も有効な情報取得手段のひとつと言えますので、携帯電話、スマートフォンをお持ちの方は、下記により登録をお願いします。

○登録の手順

仮登録（仮登録用アドレスに空メールを送信：利用者）⇒仮登録受付通知（本登録ＵＲＬを通知：市から）⇒本登録（本登録用ＵＲＬにアクセス：利用者）⇒各種サービス画面から希望する項目を選択して確認ボタンを押す⇒本登録完了通知（市から）

○簡単アクセスＱＲコード

携帯電話等で下記のＱＲコードを読み取ると簡単にアクセスできます。

仮登録申込

⑤車両による広報（緊急時）

⑥ホームページへの掲載
及びＳＮＳでの周知

※右記は登米市のホームページのトップ画面です。
緊急時の災害情報をお知らせします。
・災害時には必要な情報が表示されますので、クリックして下さい。

◆図５－１

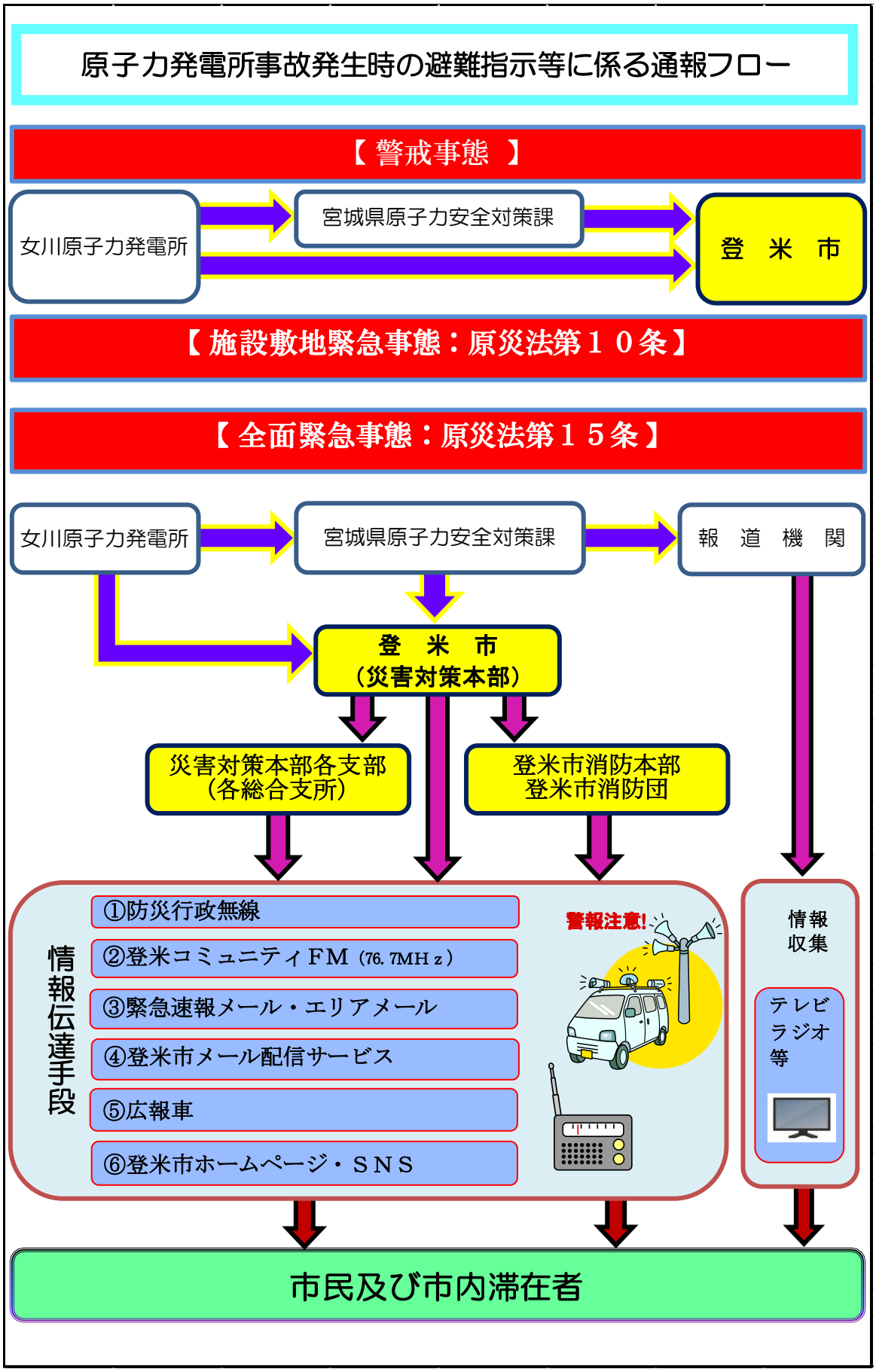
原子力発電所事故発生時の避難指示等に係る通報フロー
【 警戒事態 】
女川原子力発電所
宮城県原子力安全対策課
登　米　市
【 施設敷地緊急事態：原災法第１０条】
【 全面緊急事態：原災法第１５条】
女川原子力発電所
宮城県原子力安全対策課
報　道　機　関
登　米　市
（災害対策本部）
災害対策本部各支部
（各総合支所）
登米市消防本部
登米市消防団
情報伝達手段
①防災行政無線
②登米コミュニティＦＭ（76.7MHｚ）
③緊急速報メール・エリアメール
④登米市メール配信サービス
⑤広報車
⑥登米市ホームページ・ＳＮＳ
警報注意!
情報収集
テレビ
ラジオ
等
市民及び市内滞在者

２　住民広報活動

市は、前述の情報伝達体制により住民等に対して広報を実施する。

（１）住民への広報内容

住民への警戒広報、屋内退避指示及び避難指示の広報・伝達内容は次の例文にて伝達する。（登米コミュニティＦＭによる放送及び広報車・消防車両等による巡回広報についても、この例文に準じて行う）

ア　警戒広報（警戒事態）

本日、午前（午後）○時○分頃、「東北電力女川原子力発電所」で「・・・（原子力発電所からの情報等に基づく内容）・・・」が発生しました。

市では、特別警戒配備体制を敷き、詳しい情報の収集に当たっていますが、現段階においては、原子力発電所の敷地周辺において放射性物質が外部に漏れたという情報はありません。

市民の皆さんが特別な行動をとる状況にはありませんが、今後の状況によっては、屋内退避や避難の指示をすることがありますので、新しい情報が入るまで、不要不急な外出を控え、今後のお知らせ、テレビ・ラジオの情報に注意して下さい。

市では、現在、詳しい情報の収集に当たっています。

詳しい情報が入り次第、お知らせします。

イ　屋内退避準備広報（施設敷地緊急事態・原災法第 10 条事象発生時）

本日、午前（午後）○時○分頃、「東北電力女川原子力発電所」で「・・・（原子力発電所からの情報等に基づく内容）・・・」が発生しました。

市では、災害対策本部を設置し、詳しい情報の収集に当たっていますが、現段階においては、放射性物質が外部に漏れたという情報はありません。

今後の状況によっては、屋内退避や避難の指示をすることがあります。

豊里町、津山町の皆さんは、速やかに屋内退避の準備を始めて下さい。その他の地域の皆さんも今後、新しい情報が入るまで、不要不急な外出を控え、自宅にとどまり、今後のお知らせ、テレビ・ラジオの情報に注意して下さい。

市では、現在、詳しい情報の収集に当たっています。

詳しい情報が入り次第、お知らせします。

ウ　屋内退避指示広報（全面緊急事態・原災法第 15 条事象発生時）

（サイレン吹鳴）

本日、午前（午後）○時○分頃、「東北電力女川原子力発電所」で「・・・（原子力発電所からの情報等に基づく内容）・・・」が発生しました。

内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言が出されました。

現段階においては、放射性物質が外部に漏れたという情報はありませんが、豊里町、津山町の皆さんは、直ちに屋内に退避し、避難の準備を開始して下さい。

自宅の窓やドアを閉め、換気扇、エアコンを止め、外気を遮断して下さい。

外から帰ってきた人は、念のため、顔や手を洗い、うがいをして下さい。

その他の地域の皆さんも、速やかに屋内退避の準備を始めて下さい。

今後のお知らせ、テレビ・ラジオの情報に十分注意して下さい。

市では、現在、詳しい情報の収集に当たっています。

詳しい情報が入り次第、お知らせします。

エ　避難等指示広報（ＯＩＬ１及びＯＩＬ２・放射性物質が外部に放出された場合等）

（サイレン吹鳴）

東北電力女川原子力発電所の事故に伴い、現在、豊里町及び津山町において、屋内退避を行っていますが、○○地区の皆さんは避難が必要な状況となったため、避難を指示します。

○○地区の皆さんは、非常持出品を持参の上、落ち着いて避難を開始して下さい。

自家用車で一時集合場所及び退域検査ポイントを経由し、指定された避難所へ避難して下さい。

自家用車による避難が困難な方は、指定された一時集合場所に避難して下さい。

市では、引き続き詳しい情報の収集に当たっています。

状況に変化がありましたら、すぐにお知らせします。

住民の皆さんは、今後のお知らせ、テレビ・ラジオの情報に十分注意して下さい。

（２）住民への広報時期

住民への広報については、迅速かつ繰り返し広報する。また情報の空白時間がないよう定期的な情報提供を行う。

第６章　避難住民の支援体制等

１　避難所及び福祉避難所の開設

（１）避難所等の開設

登米市住民又は石巻市、南三陸町住民の避難が必要となった際には、市内に避難所等を開設し、その場合の住民受入れに係る初期対応については、本市が主体的に実施する。

（２）開設等の順序

避難所等の開設順序については、以下のとおりとする。

ア　避難所及び福祉避難所の開設

（ア）市は、事前に行政区毎の「避難所」を割り当てる。（資料編参照）。

（イ）市は、割り当てた避難所が使用可能か確認するとともに、使用可能であれば順次、避難所等の設営を行う。また、割り当てた避難所が使用不可能な場合には、他の指定避難所への割り当てを調整する。

イ　県災害対策本部への連絡

（ア）市は避難所の運営等について、市のみでの対応が困難な場合は、その状況を県災害対策本部へ連絡する。

（イ）県災害対策本部は、各避難所の情報を集約し、空き避難所等を把握しておき必要に応じ、県内他市町村若しくは近隣県等の避難所に再割り当てを行い市に結果を通知する。

２　避難所及び福祉避難所の運営

（１）初期対応及び運営

ア　避難所等の運営等については、市が定める「登米市避難所運営マニュアル」（平成 26 年 3 月）を基本とする。

登米市避難所運営マニュアル（抜粋）

１、避難所等の開設

（１）避難所等の開設は、原則として市職員が施設管理者の協力を得て行う。但し、災害状況により緊急に開設する必要があるときは、各施設管理責任者・勤務する職員が開設する。

（２）避難所等の敷地内で待機する場合には、以下のことを心がける。

ア　校庭等では、自主防災組織、町内会の班ごとにまとまって集まり、数十人集まったら避難所運営の組織作りを始める。

イ　授業中の学校など避難所等の指定となっている施設が使用中の場合は混乱防止に気を配り、施設管理者や市職員の案内を待つ。

（３）施設の点検

ア　避難所等になる施設の危険状況を点検する。

（４）居住班の編成

ア　居住班とは、避難スペースの単位で避難者を編成した組で、町内会単位などを基にして編成する。

（５）部屋割り

ア　施設内のどの部分を避難所として利用するかについて、施設管理者と協議する。

（６）避難者名簿の作成

ア　避難者に記入してもらう避難者カードを配布し、名簿を作成する。

２、避難所等の運営

（１）運営主体

ア　避難所等の運営は、避難者自身による運営を基本とする。

イ　避難所等の運営は、運営本部（本部長、副本部長、活動班、居住班で構成）を設置し、運営にあたる。

ウ　市職員、施設管理者やボランティアは避難所運営の協力者として携わる。

（２）運営全般に係る事項

ア　登米市住民の避難時及び広域避難受入時

（ア）避難所等の施設管理については、運営主体にかかわらず、当該施設の施設管理者が行う。

（イ）市は、避難先の指定を受けていない避難住民の流入により、当該避難所等の収容可能人員を超過するおそれがある場合には、災害対策本部から県

災害対策本部へ避難所の再割り当てを依頼する。

（ウ）必要物資の確保については、以下のとおりとする。

ａ　避難所等で必要となる食糧及び毛布等の救援物資については、市及び避難元自治体が県、国及び関係機関に支援の要請を行い、迅速に必要数を確保する。なお、避難元自治体においても可能な限り自らの備蓄物資を有効活用するよう努める。

また、救援物資の選定に当たっては、女性や子育て家庭の避難生活に配慮する。

ｂ　福祉避難所にて特別に必要となる物資については、市及び避難元自治体が県、国及び関係機関に支援の要請を行い、迅速に必要数を確保する。

イ　広域避難受入時のみ

（ア）市は避難元自治体の職員が到着するまでの間、避難所等の運営に当たる。

（イ）避難元自治体は、可能な限り住民に同行あるいは避難開始後、早期に避難所等へ移動し、避難所等の運営に携わる。

（ウ）市は、各避難所等に避難所責任者を配置し、避難元自治体の災害対策本部と緊密な連携を図りながら、災害地域住民等に係る記録等の作成や避難住民に対する情報提供及び必要な指示等を実施できる体制を整える。

３　避難が長期化した場合の対応

市、県及び避難元自治体は、国の協力を得て、早期に応急仮設住宅、賃貸住宅等への移転ができるように努める。

その際には、避難住民の健康状態の把握等を実施し、高齢者、障害者の優先的入居に努める。

第７章　登米市の災害警戒態勢等

１　原子力災害警戒態勢

市は、原子力事業者から事故故障等発生の通報を受けた場合又は警戒事態等を検知した場合は、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、県及び原子力事業者等関係機関と緊密な連携を図りつつ、原子力災害警戒態勢をとる。

配備区分		配備時期	配備内容	本部・支部体制
警戒配備	０号	**【事故故障発生】** 事故故障の発生、又はそれに先行する事象に係る通報を受けたとき。	特に関係のある部課・支所の所要人員で、災害に関する情報収集及び連絡活動を実施し、状況により警戒本部の設置に移行できる体制とする。	・危機管理監 ・防災課 ・市長公室 ・各部局主管課 ・各総合支所
特別警戒配備	２号	**【警戒事態】** 警戒事象等に係る通報を受けた場合、又は警戒事象等を検知した場合。	関係部（局）長及び関係課・支所の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により災害対策本部の設置に移行できる態勢とする。	【災害対策 警戒本部】 ・本部長：副市長 ・支部長：支所長 ・各部局 ・各総合支所
非常配備		**【施設敷地緊急事態】** **【全面緊急事態】** １特定事象発生に係る通報を受けた場合又は施設敷地緊急事態を検知した場合。（原災法１０条） ２原子力事業者防災業務計画による原災法第１５条に係る報告を受けた場合又は全面緊急事態を検知した場合。 ３内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合。 ４その他特に市長が必要と認めたとき。	災害応急対策に従事することができる全職員を配備し、組織の全力をあげて活動する態勢とする。	【災害対策本部】 ・本部長：市長 ・支部長：支所長 ・各部局 ・各総合支所

［登米市災害対策本部連絡体制］

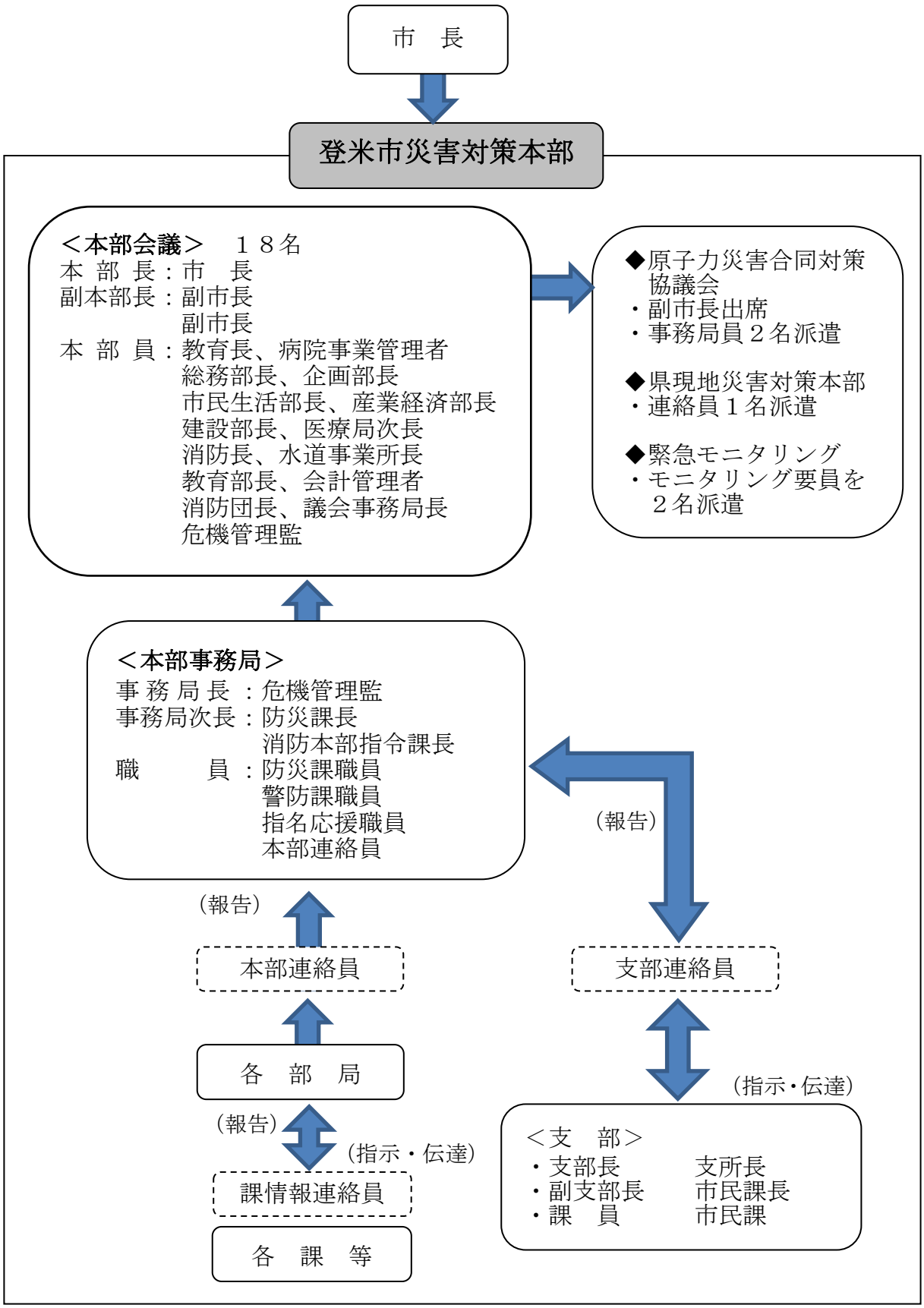

２　災害対策本部の設置場所

災害対策本部の設置場所は、原則として市役所（本部会議室：迫庁舎２階大会議室）内とする。

なお、迫庁舎が被災により使用不可能と判断される場合は、代替場所として次の場所に設置する。

・第１代替場所　－　消防防災センター
・第２代替場所　－　石越総合支所

◆連絡・問合せ先◆

登米市役所
・迫庁舎：０２２０―２２－２１１１
・迫　総合支所（地域係）：０２２０－２２－２２１３
・登米総合支所（地域係）：０２２０－５２－５０５１
・東和総合支所（地域係）：０２２０－５３－４１１１
・中田総合支所（地域係）：０２２０－３４－２３１２
・豊里総合支所（地域係）：０２２５－７６－４１１１
・米山総合支所（地域係）：０２２０－５５－２１１１
・石越総合支所（地域係）：０２２８－３４－２１１１
・南方総合支所（地域係）：０２２０－５８－２１１２
・津山総合支所（地域係）：０２２５－６８－３１１２

資料編

目　　次

【資料編】

資料１　一時集合場所・避難先及び避難経路…… 1
１、豊里町一時集合場所・避難先…… 1
２、津山町一時集合場所・避難先…… 4

資料２　退域検査ポイント…… 6

資料３　安定ヨウ素剤の配布場所…… 6

資料４　登米市公用車で避難車両として利用可能な車両数…… 6

資料５　バス配置数…… 7

資料６　市外自治体住民の避難先…… 9

資料７　避難ルート図…… 11

資料８　避難所配置図…… 12

資料１　一時集合場所・避難先及び避難経路

１、豊里町　人口：６，７４３人（平成 28 年１月１日現在）

①一時集合場所・避難先

地区名	世帯数	人口	避　難　先	一時集合場所
浦　軒	154	438	南方農村環境改善センター	豊里小中学校
仲　町	97	299	南方公民館	
川　前	42	130	南方保健センター	
下　町	291	956	南方体育センター 南方伝承武道館	
計	584	1,823		
上　町	108	307	南方定住促進センター	豊里公民館
新　町	168	462	南方中学校（体育館）	
横　町	249	711	佐沼高等学校（体育館）	
加々巻	66	238	迫武道館	
計	591	1,718		
東二ツ屋	111	372	迫体育館	米山吉田公民館
上谷地	32	94	迫公民館	
小計	143	466		
西二ツ屋	79	261	迫体育館 迫公民館	米山東小学校
十五貫	77	277		
大　曲	90	329		
小計	246	867		
計	389	1,333		
竹　花	114	392	佐沼中学校（体育館）	竹花地域活性化センター
保　手	95	328	佐沼小学校（体育館）	
長　根	106	361	北方公民館	
計	315	1,081		
庚　申	37	147	森公民館（体育館含む）	登米市クリーンセンター
山　根	45	187		
白　鳥	75	253		
鴇　波	60	201		
計	217	788		
合計	2,096	6,743		

※社会福祉施設入所者は、社会福祉施設が定めた避難計画に基づき、受入先社会福祉施設に避難を実施する。このため、上記割当表には記載しない。

②避難経路

≪一時集合場所≫　＜退域検査ポイント＞

行政区	避難先	主な避難経路
浦軒 仲町 川前 下町	南方農村環境改善センター 南方公民館 南方保健センター 南方伝承武道館 南方体育センター 【避難ルート①】	県道 21 号→**≪一時集合場所：豊里小中学校≫**→北西方向→県道 15 号→吉田公民館交差点左折→**＜退域検査ポイント：河川防災ステーション（米山町）＞**→県道 15 号→西方向→国道 346 号→駐在所前左折→県道 198 号→南方小学校左折 県道 198 号→直進（750m先付近）
上町	南方定住促進センター 【避難ルート②】	県道 21 号→**≪一時集合場所：豊里公民館≫**→北西方向→県道 15 号→吉田公民館交差点左折→**＜退域検査ポイント：河川防災ステーション（米山町）＞**→県道 15 号→西方向→国道 346 号→駐在所前左折→県道 198 号→北へ直進→1.2 km先直進市道へ→東郷小学校 500m手前左折（400m先）
新町	南方中学校（体育館） 【避難ルート①】	県道 21 号→**≪一時集合場所：豊里公民館≫**→北西方向→県道 15 号→吉田公民館交差点左折→**＜退域検査ポイント：河川防災ステーション（米山町）＞**→県道 15 号→西方向→国道 346 号→駐在所前左折→県道 198 号→南方小学校左折 県道 198 号→直進（750m先付近）
横町	佐沼高等学校（体育館） 【避難ルート⑥】	県道 21 号→**≪一時集合場所：豊里公民館≫**→北西方向→県道 15 号→吉田公民館交差点左折→**＜退域検査ポイント：河川防災ステーション（米山町）＞**→北方向→国道 346 号→県道１号佐沼大橋交差点右折→国道 346 号東方向→200m 先ﾄﾖﾀｶﾛｰﾗ前交差点左折
加々巻	迫武道館 【避難ルート⑥】	県道 21 号→**≪一時集合場所：豊里公民館≫**→北西方向→県道 15 号→吉田公民館交差点左折→**＜退域検査ポイント：河川防災ステーション（米山町）＞**→北方向→国道国道 346 号交差点右折（佐沼大橋）→国道 346 号東方向→ﾄﾖﾀｶﾛｰﾗ前交差点左折→県道 36 号北へ直進→紺のれん交差点左折→花遊膳前信号右折→次の交差点左折

行政区	避難先	主な避難経路
東二ツ屋 上谷地	迫体育館 迫公民館 【避難ルート③】	北東方向→登米市消防署南出張所交差点左折→県道 21 号線→**≪一時集合場所：米山吉田公民館≫**→北西方向→県道 15 号→吉田公民館交差点左折→**＜退域検査ポイント：河川防災ステーション（米山町）＞**→北方向→国道 346 号→県道１号佐沼大橋交差点左折→県道 1 号 550m先ﾐﾆｽﾄｯﾌﾟ先交差点右折
西二ツ屋 十五貫 大曲	迫体育館 迫公民館 【避難ルート③】	県道 21 号→**≪一時集合場所：米山東小学校≫**→北西方向→県道 15 号→吉田公民館交差点左折**＜退域検査ポイント：河川防災ステーション（米山町）＞**→北方向→国道 346 号→県道１号佐沼大橋交差点左折→県道 1 号 550m先ﾐﾆｽﾄｯﾌﾟ先交差点右折
竹花	佐沼中学校（体育館） 【避難ルート⑤】	**≪一時集合場所：竹花地域活性化センター≫**→西方向県道 21 号→吉田公民館交差点左折**＜退域検査ポイント：河川防災ステーション（米山町）＞**→北方向→国道 346 号→県道１号佐沼大橋交差点左折→県道 1 号西方向→北京料理天華前交差点右折→北へ直進（1.3 km先）→割烹よっちゃん屋先橋左折
保手	佐沼小学校（体育館） 【避難ルート⑥】	**≪一時集合場所：竹花地域活性化センター≫**→西方向県道 21 号→吉田公民館交差点左折**＜退域検査ポイント：河川防災ステーション（米山町）＞**→北方向→国道 346 号→県道１号佐沼大橋交差点右折→県道１号東方向→1つ目の交差点左折
長根	北方公民館 【避難ルート④】	**≪一時集合場所：竹花地域活性化センター≫**→西方向県道 21 号→吉田公民館交差点左折**＜退域検査ポイント：河川防災ステーション（米山町）＞**→北方向→国道 346 号→県道１号佐沼大橋交差点左折→県道１号西方向直進 3.4 km先右折（手押し式信号あり）→北方向 1.2 km先
庚申 山根 白鳥 鴇波	森公民館 【避難ルート⑦】	**≪一時集合場所：クリーンセンター≫**→北西方向→県道 230 号北方向→県道 15 号右折→1.7 km先右折→**＜退域検査ポイント：登米総合体育館＞**→県道 36 号北西方向→6.0 km先左折（案内看板有り）→１km先

２、津山町　人口：３，４７２人（平成28年１月１日現在）

①一時集合場所・避難先

地区名	世帯数	人口	避難先	一時集合場所
東下在	23	73	石越中学校（体育館・武道館）	柳津小学校
西下在	45	154		
平形	30	86		
元町第一	41	135		
元町第二	33	110		
本町一丁目	81	252		
計	253	810		
本町二丁目	17	47	石越小学校	津山若者体育館
本町三丁目	22	72		
本町四丁目	45	129		
宮町	71	174		
計	155	422		
小川町	59	176	石越体育センター 石越公民館 石越保健センター	津山老人福祉センター
石貝	56	187		
入沢	65	235		
黄牛町	38	143		
計	218	741		
横山１区	32	121	中田農村環境改善ｾﾝﾀｰ 中田保健福祉会館 中田老人福祉センター	津山公民館
横山２区	43	121		
横山３区	26	66		
横山４区	26	89		
横山５区	25	77	中田農村環境改善ｾﾝﾀｰ 中田保健福祉会館 中田老人福祉センター	横山小学校
横山６区	38	105		
横山７区	96	285		
横山８区	44	130		
計	330	994		
横山９区	46	142	石森ふれあいセンター	横山小学校
横山10区	74	238		
横山11区	42	125		
計	162	505		
合計	1,118	3,472		

※社会福祉施設入所者は、社会福祉施設が定めた避難計画に基づき、受入先社会福祉施設に避難を実施する。このため、上記割当表には記載しない。

②避難経路

≪一時集合場所≫　＜退域検査ポイント＞

地区名	避難先	主な避難経路
東下在 西下在 平形 元町第一 元町第二 本町一丁目	石越中学校 （体育館・武道館） 【避難ルート⑧】	**≪一時集合場所：柳津小学校≫→**県道 36 号左折（登米大橋）→北西方向→**＜退域検査ポイント：登米総合体育館＞**ﾛｰｿﾝ手前交差点右折→県道 4 号北北東方向→国道 398 号線交差点左折（本吉街道）→750m先交差点右折→国道 346 号交差点直進→県道 4 号交差点右折→株式会社ヤマガタヤ手前左折→100m先
本町二丁目 本町三丁目 本町四丁目 宮町	石越小学校 （体育館） 【避難ルート⑧】	**≪一時集合場所：津山若者体育館≫**→県道 36 号左折（登米大橋）→北西方向→**＜退域検査ポイント：登米総合体育館＞→**ﾛｰｿﾝ手前交差点右折→県道 4 号北北東方向→国道 398 号線交差点左折（本吉街道）→750m先交差点右折→国道 346 号交差点直進→県道 4 号交差点右折→交差点（菅原製菓）右折→160m先
小川町 石貝 入沢 黄牛町	石越体育センター 石越公民館 石越保健センター 【避難ルート⑧】	**≪一時集合場所：津山老人福祉センター≫**→県道 36 号左折（登米大橋）→北西方向→**＜退域検査ポイント：登米総合体育館＞→**ﾛｰｿﾝ手前交差点右折→県道 4 号北北東方向→国道 398 号線交差点左折（本吉街道）→750m先交差点右折→国道 346 号交差点直進→県道 4 号交差点右折→交差点（菅原製菓）左折→50m先
横山１区 横山２区 横山３区 横山４区	中田農村環境改善ｾﾝﾀｰ 中田保健福祉会館 中田老人福祉センター 【避難ルート⑨】	**≪一時集合場所：津山公民館≫**→柳風園方面へ右折→国道 342 号→県道 36 号左折（登米大橋）→北西方向→**＜退域検査ポイント：登米総合体育館＞→**ﾛｰｿﾝ手前交差点右折→県道 4 号北北東方向→国道 398 号線交差点左折（本吉街道）→750m先交差点右折→国道 346 号交差点左折→国道 346 号中田総支所入口右折→200m先
横山５区 横山６区 横山７区 横山８区	中田農村環境改善ｾﾝﾀｰ 中田保健福祉会館 中田老人福祉センター 【避難ルート⑨】	**≪一時集合場所：横山小学校≫**→柳風園方面へ右折→国道 342 号→県道 36 号左折（登米大橋）→北西方向→**＜退域検査ポイント：登米総合体育館＞→**ﾛｰｿﾝ手前交差点右折→県道 4 号北北東方向→国道 398 号線交差点左折（本吉街道）→750m先交差点右折→国道 346 号交差点左折→国道 346 号中田総支所入口右折

行　政　区	避難先	主な避難経路
横山 9 区 横山 10 区 横山 11 区	石森ふれあいセンター 【避難ルート⑩】	**≪一時集合場所：横山小学校≫**→柳風園方面へ右折→国道 342 号→県道 36 号左折（登米大橋）→北西方向→**＜退域検査ポイント：登米総合体育館＞→**ﾛｰｿﾝ手前交差点右折→県道 201 号北西方向→5.2 ㎞先国道 346 交差点直進→1.5 ㎞先左折→200ｍ先

資料２　退域検査ポイント（案）

町　　域	退域検査ポイント	行政区
豊 里 町	河川防災ステーション（米山町）	上町・新町・横町・浦軒・仲町・川前・下町東二ツ屋・西二ツ屋・上谷地・十五貫・大曲竹花・保手・長根・加々巻
	登 米 総 合 体 育 館	庚申・山根・白鳥・鴇波
津 山 町	登 米 総 合 体 育 館	全　地　区

・退域検査ポイントについては、原則として原子力災害対策重点区域の境界周辺から避難所等までの場所に設置することとされているため、県が各避難経路を勘案したうえ、国及び関係市町と協議の上設置します。
・上記ポイントは（案）のため今後変更があれば、あらためてお知らせします。

資料３　安定ヨウ素剤の配布場所

町　　域	配布場所
豊 里 町・津山町	後　日　決　定

・安定ヨウ素剤の配布場所及び配布時期は、今後、県と市が調整して決定します。

資料４　登米市公用車で避難車両として利用可能な車両数

自動車の種類	台数			自動車の種類	台数		
	全市	豊里	津山		全市	豊里	津山
大 型 バ ス	6	3	0	乗 用 車	50	1	3
マイクロバス	25	2	4	軽自動車	74	3	0
ワ ゴ ン 車	27	1	2	合　　計	182	10	9

資料５　バス配置数

１、一時集合場所へのバス配置数

一時集合場所	バス台数
豊　里　小　中　学　校	台
豊　里　公　民　館	台
米　山　吉　田　公　民　館	台
米　山　東　小　学　校	台
竹花地域活性化センター	台
登米市クリーンセンター	台
柳　津　小　学　校	台
津山若者総合体育館	台
津山老人福祉センター	台
津　山　公　民　館	台
横　山　小　学　校	台
計	台

※　各一時集合場所への配置台数は、避難行動要支援者名簿作成後決定します。

２、登米市緊急輸送車両状況

（１）登米市バス協議会会員事業所（災害時応援協定締結事業者）

（平成 28 年 4 月現在）

事業所名	所在地	輸送人員（人）	台数（台）	輸送能力（人）
新栄観光バス（株）	豊里町	大　５５	９	６２２
		中　２７	１	
		小　２５	４	
			１４	
とよま観光バス（株）	登米町	大　５５	３	３１７
		中　２７	１	
		小　２５	５	
			９	
佐沼交通（株）	迫　町	大　５５	５	４５０
		小　２５	７	
			１２	

事業所名	所在地	輸送人員（人）	台数（台）	輸送能力（人）
山田運送（株） 東和観光バス	東和町	大　５４	１	３５２
		大　５３	２	
		大　４０	２	
		中　２８	１	
		小　２８	３	
			９	
（株）新中田観光	中田町	大　６０	１	４７７
		大　５９	１	
		大　５４	１	
		大　５３	２	
		中　４０	１	
		小　２７	４	
		小　２５	２	
			１２	
横山観光バス（株）	津山町	大　６０	２	１９５
		小　２６	１	
		小　２５	１	
		小　２４	１	
			５	
			６１	２，４１３

※登米市バス協会：登米市中田町上沼字大泉門畑１２０
電話：０２２０－３４－７１０８

（２）その他

（株）ミヤコーバス 佐沼営業所	迫町	大５５	１０	１、１５０
		中４０	１５	
			２５	

資料６　市外自治体住民の避難先

【南三陸町】

地　区　名	避難者数	避　　難　　先
戸　倉　地　区	1,290	旧　善　王　寺　小　学　校 善王寺コミュニテイセンター
志 津 川 地 区	370	中　津　山　公　民　館
津山仮設住宅	320	中　津　山　小　学　校
合計	1,980	

【石巻市】

地区名	人口	避難先
渡波	6,114	中田総合体育館 中田B&G 中田幼稚園 中田生涯学習センター 石森小学校 加賀野小学校 宝江小学校 上沼小学校 旧上沼小学校 浅水小学校
	6,114	
渡波町	949	中田中学校 中田体育センター
大宮町	290	米川小学校
長浜町 幸町 三和町	221 142 250	旧鱒淵小学校 及甚と源氏ボタル交流館
	613	
後生橋 万石町	193 408	東和中学校 （体育館・武道館）
	601	
長尾 宇田川町	239 74	錦織小学校（体育館）
	313	
橋浦	701	錦織公民館
女川 塩富町	658 764	米川公民館 東和地域福祉センター 旧嵯峨立小学校 米谷公民館
	1,422	
合計	11,003	

資料７　避難ルート図

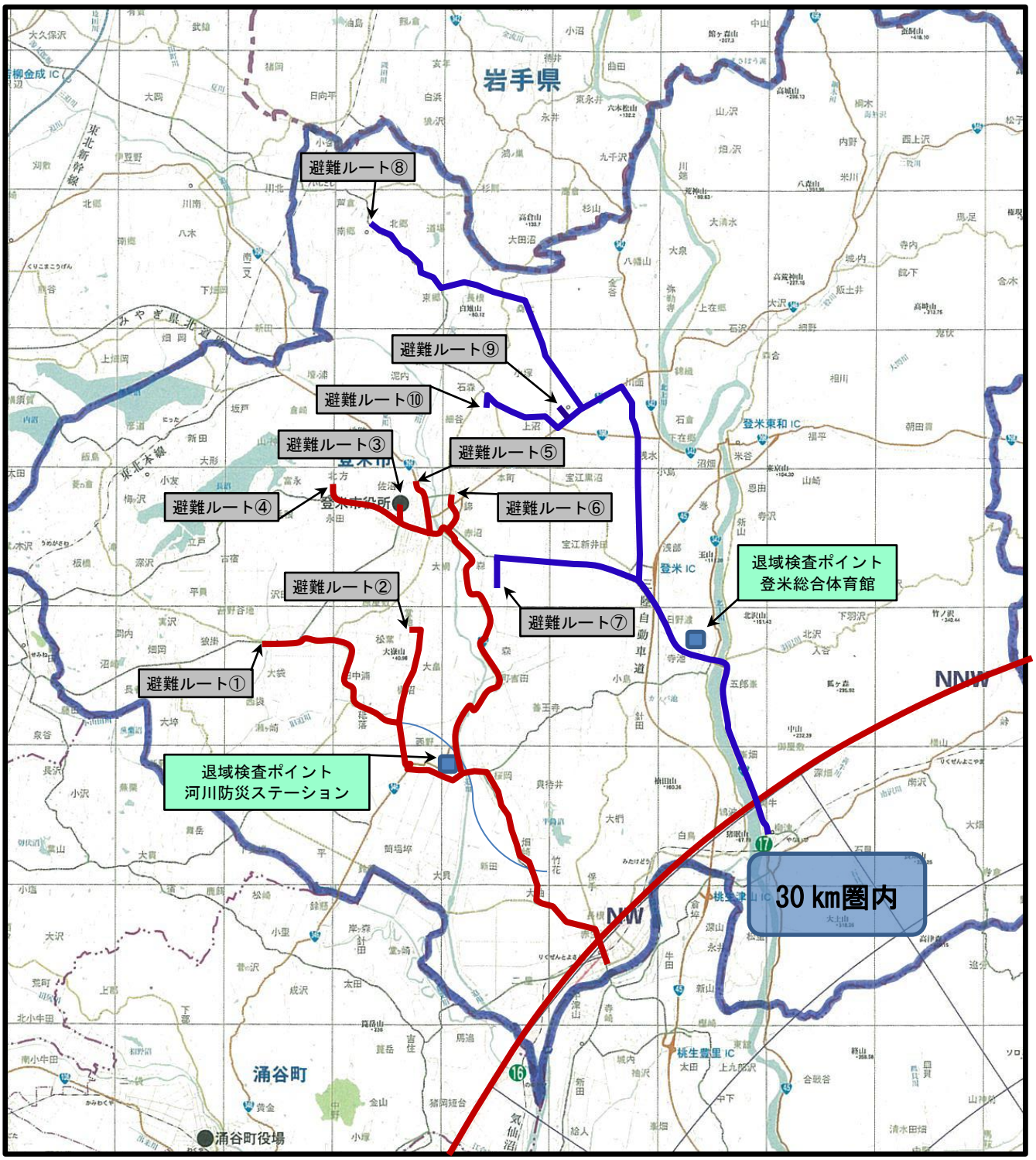
岩手県
避難ルート⑧
避難ルート⑨
避難ルート⑩
避難ルート③
避難ルート⑤
避難ルート④
避難ルート⑥
避難ルート②
避難ルート⑦
避難ルート①
退域検査ポイント
登米総合体育館
退域検査ポイント
河川防災ステーション
30 km圏内
NNW
NW
登米市役所
登米東和 IC
登米 IC
桃生津山 IC
桃生豊里 IC
涌谷町
涌谷町役場

「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1及び2万5千分の1地形図を使用したものである。（承認番号）平15 総使 第 498-1号 号」

平成17年10月作成

原子力災害時における避難所及び退域検査ポイント・一時集合場所

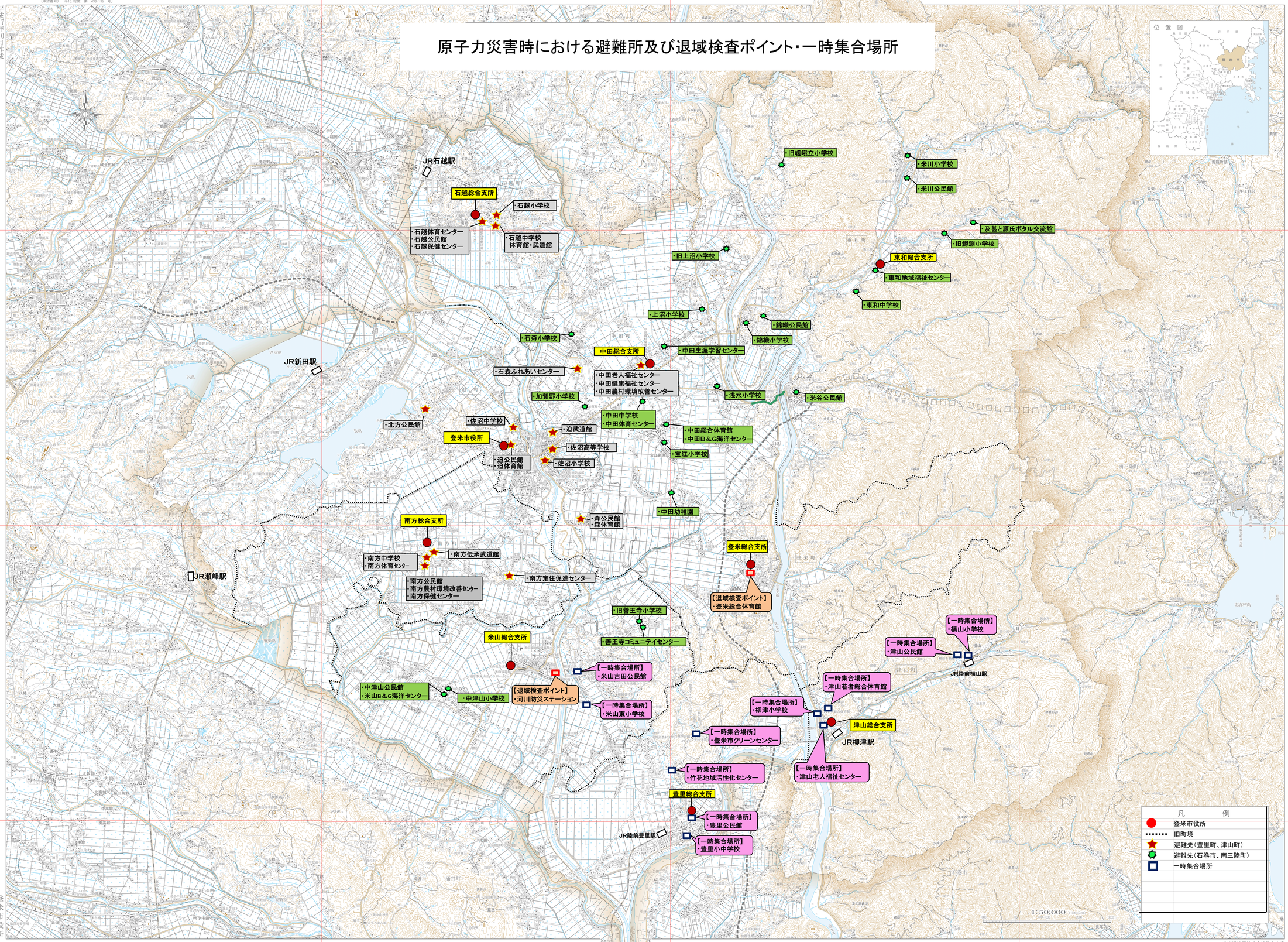

登米市役所

北海道地図株式会社仙台支店
電話 (022) 261－0157

原子力防災Ｑ＆Ａ

Ｑ１．原子力災害ってなんですか？

Ａ．原子力発電所において、事故が発生すると放射性物質が放出される場合があり被ばくするおそれがあります。放射性物質は、目に見えず匂いもしないため、原子力災害は風水害等とは異なり身体への影響の程度や、またどのように行動すればよいか自ら判断することは困難です。

　このため、国、宮城県及び登米市からの正確な情報に従い、落ち着いて行動することが大切です。

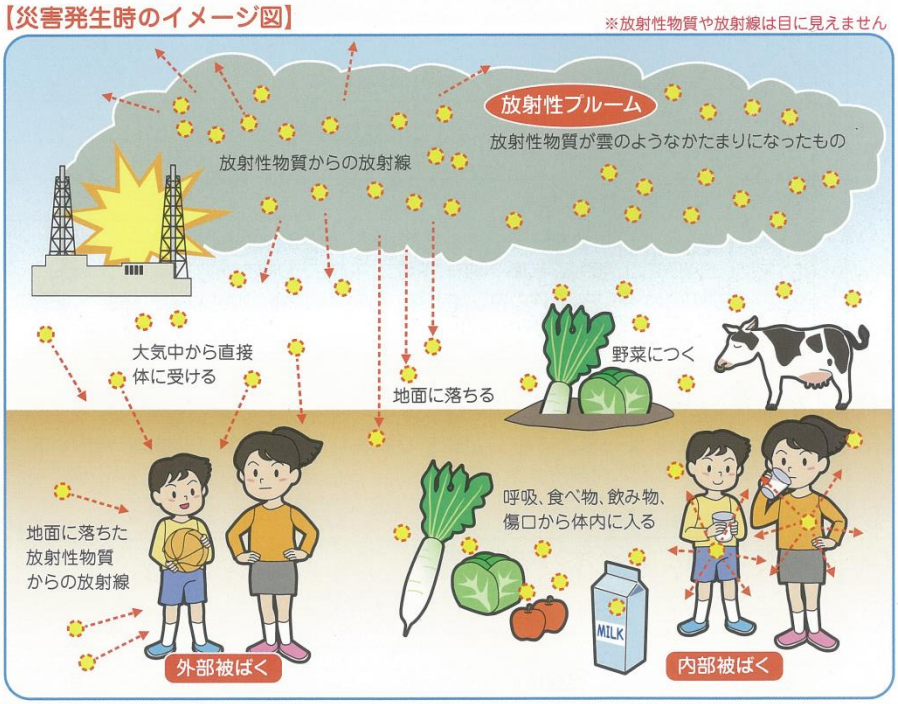

宮城県「原子力防災の手引き」より

Ｑ２．女川原子力発電所で事故が発生した場合はどうしたらいいですか？

Ａ．登米市では、「原子力災害時における避難計画」を策定しています。その避難計画に基づき、防災行政無線やコミュニティＦＭ、市民メール等により、市民皆様へ事故の状況及び対応についてお知らせします。市民皆様はその情報により行動して下さい。基本的な行動は屋内に避難することです。

（本編５ページ～）

Ｑ３．避難計画はどの地区を対象に作成されていますか？

Ａ．原子力災害に備えた防災対策を講じる重点区域の範囲は、東京電力福島第一原子力発電所事故の前は、原子力発電所から８～１０ｋｍ圏とされていましたが、福島第一原子力発電所の事故では、この範囲を超えて避難等が必要になりました。この教訓をふまえ「原子力災害対策指針」で、概ね３０ｋｍ圏（ＵＰＺ）に拡大しました。（本編２ページ）

これに伴い、原子力災害対策に係る地域防災計画や避難計画も３０ｋｍ圏（ＵＰＺ）の範囲について策定することになっています。

登米市で概ね３０ｋｍの範囲（ＵＰＺ）に該当するのは、豊里町及び津山町となります。避難計画は豊里町及び津山町の全域を対象として作成しています。

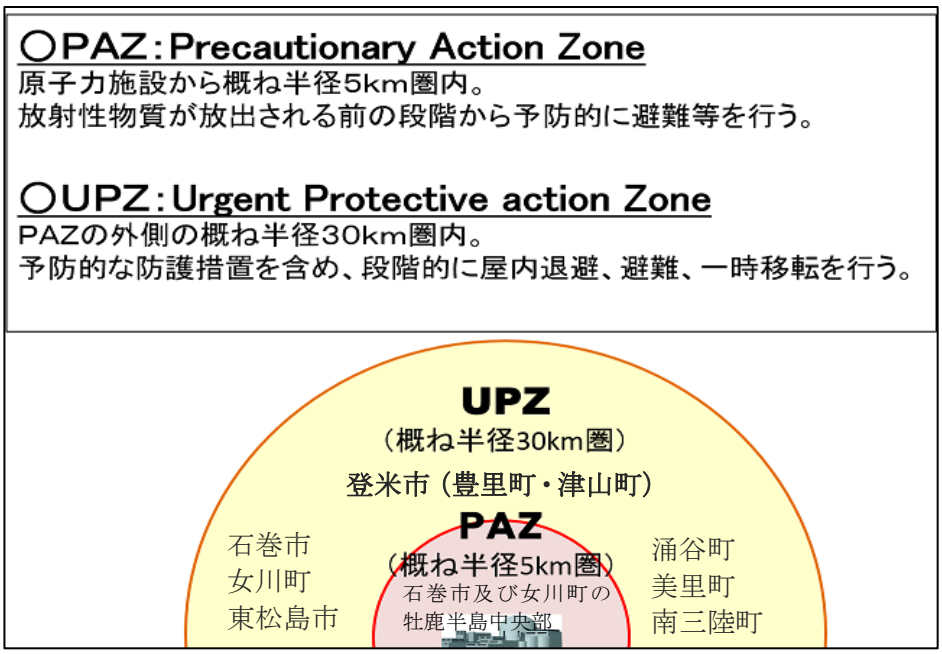

Ｑ４．ＵＰＺでは、いつ避難するのですか？

Ａ．豊里町・津山町（ＵＰＺ）の市民が行う基本的な避難行動は、屋内退避をして、放射性物質の影響をできるだけ回避することです。

さらに、放射性物質が環境中に放出され、空間放射線量率が一定以上に上昇した場合には、他の地域へ避難や一時移転などを行います。

※屋内退避及び避難・一時移転等の防災行動の開始については登米市からその都度迅速にお知らせします。（本編７ページ～）

Ｑ５、屋内退避とはなんですか？

Ａ．原子力災害時における基本的な避難行動で、屋外にいる人は速やかに自宅内や近隣公共施設内に入ることです。

これは、放出された放射性物質が通過する時に屋外で行動することで、かえって被ばくすることを回避するためで、建物内に退避することによって、放射性物質からの放射線量を低減できることや放射性物質の体内への取り込みを低減することで、放射線の影響をできるだけ回避することができます。

（本編 10 ページ）

※「屋内退避」を行う必要がある場合は、事前に「屋内退避準備情報」をお伝えします。これは、屋内退避を行うために、屋外にいる人は自宅や近隣の公共施設に行くことで、「屋内退避」の情報が伝えられたら速やかに屋内に入ってください。（本編 22・23 ページ）

【屋内退避の留意点】

①外から帰ったら顔や手を洗いうがいをしてください。
②着替えをし、着替えた服等はビニール袋に入れて下さい。
③換気扇、エアコン等を止めてください。
④ドアや窓は閉めてください。
⑤食品にはふたをしたりラップをしてください。
⑥テレビ、ラジオ、防災行政無線、携帯電話等のメール配信、広報車両等による情報に注意して下さい。

宮城県「原子力防災の手引き」より

※登米市では登米コミュニテイエフエム放送（76.7ＭＨｚ）でも提供します。
※登米市メール配信サービスは、屋内、屋外及び悪天候時でも状況を問わず情報を得ることができる手段ですので登録をお願いします。（本編 22 ページ）

Ｑ６、どこに避難するのですか？

Ａ．豊里町及び津山町の市民皆様が避難となった場合は、あらかじめ「原子力災害時における避難計画」において、各行政区の単位で登米市内の避難所へ避難できるよう定めていますので、指定されている避難所へ避難して下さい。
（資料編 1 ページ～）

Ｑ７、段階的避難とはなんですか？

Ａ．事故が発生し、避難となった場合は、放射性物質の拡散状況により段階を踏んで避難を行います。まずＰＡＺ（石巻市及び女川町の牡鹿半島中央部）の市民の皆様が避難を開始します。この時ＵＰＺ（豊里町、津山町）の市民の皆様は基本的には屋内退避となります。

次にＵＰＺ（豊里町、津山町）の市民の皆様が避難となった場合でも、豊里町・津山町の全市民が一斉に避難するのではなく、空間放射線量を測定し、その数値が基準を超えた地域（行政区単位）から避難します。（本編 8 ページ）
（避難のタイミング及び避難対象の行政区は登米市からお知らせします。）

Ｑ８、どんな交通手段で避難したらいいの？

Ａ．自家用車を所有している方は基本的には自家用車での避難となります。この時渋滞を緩和するためにできるだけ家族及び近所の方々と乗合せをお願いします。（本編 11 ページ）

Ｑ９、私は車もなく、同乗させていただく方も近くにいません？

Ａ．自力での避難ができない人は登米市がバスを手配します。該当する人は事前に申し出る必要があります。

また、要配慮者等は「登米市避難行動要支援者支援マニュアル」により、避難行動要支援者名簿に登録し、避難方法を個別計画に記載して下さい。
（本編 11 ページ）

Q10、避難するときはどこを通ってもいいの？

Ａ．避難する経路は避難計画に定めていますので、その経路で避難して下さい。
なお、避難経路上に設定している「退域検査ポイント」を経由して下さい。
（資料編 2 ページ～）

・退域検査ポイントでは放射性物質が付着していないか検査を行います。
・検査の結果、基準値を超えた場合は除染を行います。
・退域検査ポイント　①登米町：登米総合体育館
　　②米山町：河川防災ステーション

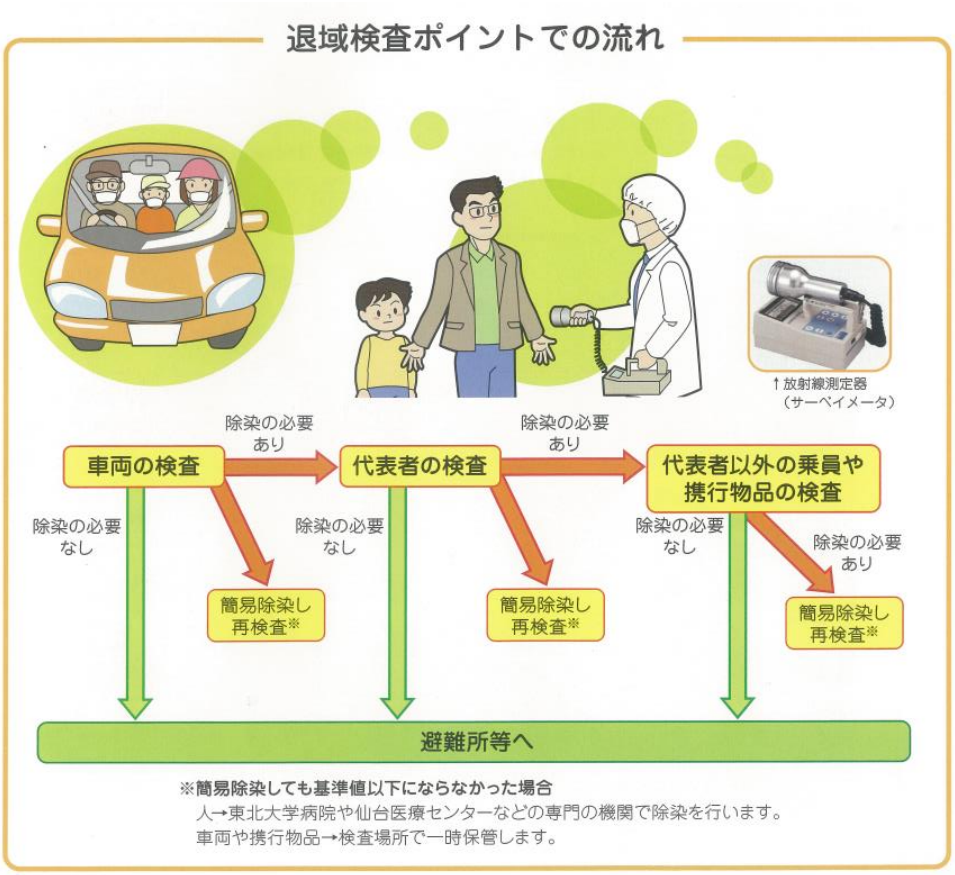

宮城県「原子力防災の手引き」より

Q11. 避難指示はどのように伝えられるのですか？

Ａ．原子力事故が発生し、緊急事態に至った場合に、国の原子力災害対策本部から緊急事態宣言を発し、市民皆様の避難について指示を行います。この避難指示は、国から宮城県及び登米市に伝達されます。

市民皆様へは防災行政無線、コミュニティＦＭラジオ、市民メール、また緊急時には広報車などで伝達しますが、市民皆様もテレビ、ラジオ等の報道等からも情報を得るようにしてください。（本編 22・23 ページ）

Q12. 安定ヨウ素剤はいつ配布して、いつ服用するのですか？

Ａ．ＵＰＺ圏内では、全面緊急事態に至った場合、屋内退避を実施した後、必要に応じて、避難や一時移転等の防護措置を講ずる際に緊急配布を行い、服用の指示に基づき服用することとしています。

服用の指示については、原子力規制委員会が必要性を判断し、その上で、原子力災害対策本部又は登米市が服用の指示を出すこととしています。

（本編 11 ページ）

※安定ヨウ素剤の配布場所等については、今後、宮城県及び登米市で調整することとしています。

Q13. 食料・飲料、生活用品が不足した場合は？

Ａ．登米市では、各種災害に対応するため一定程度の食料、飲料水等を備蓄しています。しかし、原子力災害による避難は長期になる場合も予想されますので、市民皆様においても備蓄を行うとともに、避難する際には備蓄品もご持参ください。

宮城県「原子力防災の手引き」より